

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

34

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金制度の運用改善

提案団体

石川県、福島県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的な内容

複数年の事業については、「国庫債務負担行為」もしくは「全体設計制度」(2年度以上にわたる工事等については、その工事等の全体設計を国が事前に把握し、2年目以降の工事等に対し、優先的に補助金を配分する制度(国交省において運用))などの方法により、2年目以降の補助金を優先的に確保・交付する。

具体的な支障事例

大規模な工事や山岳地などの工期が限られる特殊な工事については、単年度で工事が完了しないため、複数年工期での契約となる場合がある。しかし、現行の自然環境整備交付金等の制度では、複数年に及ぶ工期を前提とした契約を行わないよう、交付手続きに関する Q&A に定められていることから、複数年事業であっても毎年、補助金の申請を行い、単年度ごとに交付額が決定されている状況であり、2年目以降の交付決定額が申請額を大幅に下回った場合、適正な事業の執行に支障が生じることとなる。

当県では、令和3年度の自然環境整備交付金(国立公園整備事業)を申請したところ、交付額は申請額の約6割に留まったことから、事業費をねん出するため、今年度に予定していた県有施設の修繕計画の見直しを余儀なくされた。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

工事の全体計画に基づき、計画的な事業の執行を確保することができる。

根拠法令等

自然環境整備交付金交付要綱、環境保全施設整備交付金交付要綱、自然環境整備交付金・環境保全施設整備交付金交付手続きに関する Q&A について(環境省自然環境局自然環境整備課、令和2年10月作成)Q6

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

秋田県、茨城県、長野県、岡山県、高知県、大分県、宮崎県、沖縄県

○当県でも同様に事業最終年度の箇所要望額が満額付けられないことがあった(令和3年度)。不足額は県費で充当し当初のとおり事業は執行する予定であるが、財源のない自治体であれば計画を見直したり、他の事業を削減する等の影響が出てくる。

## 各府省からの第1次回答

本交付金は公共事業としては予算規模が極めて小さいことから(1都道府県あたり配分できる国費は現状で35百万円に満たない状況)、仮にご提案の仕組みを制度化した場合、災害復旧等の機動的予算執行に影響が生じるおそれがあり、また、一部の都道府県に予算配分が集中することへの不公平感が生じるおそれもあります。さらには、それが故に、複数年計画で整備する事業をかえって採択しにくい状況が生まれることも懸念されることから、求められた措置を講じることは困難と考えます。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

自然環境整備交付金等を活用して実施される事業について、当県のように、事業箇所が山岳地である場合は、資材や建設機械等の運搬にはヘリコプターが必ず必要であり、大きな経費が必要となる。また、建設機械の性能は格段に向上しているが、ヘリコプターで空輸する必要があるため、性能を優先することはできず、分解・組立が可能な機械や小型の機械に限定されるなど、平地での工事と比べ、制約が多い。

他省庁(農林水産省・国土交通省)などと比較すると、予算規模は極めて小さいかもしれないが、整備計画の協議段階で、都道府県との協議回数を増やし、上記のような現状や計画している内容(園地・登山道・建物)、施工方法等を担当者から聞き取るなど、実情を十分ご理解いただいたうえで、自治体の求めに応じ、予算確保に努めていただきたい。

また、「災害復旧等の機動的予算執行に影響が生じるおそれがあること」については、近年の災害の頻発化、大規模化は理解しているが、災害復旧等で予算に不足が生じた場合は補正予算等で対応するものと認識している。

さらに、「一部の都道府県に予算配分が集中することへの不公平感が生じるおそれがあること」、「複数年計画で整備する事業をかえって採択しにくい状況が生まれることも懸念される」、との回答については、貴省の制度運用を工夫することで対応できると考えており、地域の実情を十分ご理解いただき、前向きな制度改正を検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

### 【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

ここ数年の政府全体の公共事業費(国土強靱化事業を除く当初予算)は概ね6兆円前後で推移しており、自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金(以下、「本交付金」という。)も約16~18億円で推移している。国庫債務負担行為等を制度化した場合、当然に2年度目以降の単年度歳出化分の確保が必要となる一方、大幅な予算額の伸びは期待できない中で、2年度目以降の単年度歳出化分もこの枠の中から捻出する必要がある。

国庫債務負担行為を導入すると仮定し、提案団体並びに共同提案団体の合計10団体が1事業あたり交付金50,000千円(2か年度・1年目と2年目同額)の事業を開始した場合、2か年度目に他の単年度事業に充当される交付金額は、総額から250,000千円減少することとなる。

この減少幅を本交付金の令和3年度当初予算額1,656,624千円と比較した場合、単年度事業へ充当可能な予算額は約15%減少し、令和3年度の1事業あたりの交付金配布額の平均額11,749千円で換算すると、約21事業が採択されないこととなる。国庫債務負担行為を導入することで、結果として、単年度事業に充当する経費が余計に圧縮されることは必至で有り、それが故に、複数年計画で整備する事業をかえって採択しにくい状況が生まれることも懸念される。

また、近年においては、毎年のように災害が発生している。災害復旧事業については、当然に補正予算等も検討されるものではあるが、必ずしも予算措置が保証されるものではなく、また、被災の状況によっては迅速な対応が必要となる場合もあり、年度当初の予定を変更して、緊急的に災害復旧事業に充当させる事例も散見されるところである。国庫債務負担行為により2か年度目に用途が固定されることは、このような柔軟な事業執行にも影響があるものと考えられる。

なお、本提案について、各都道府県においてどの程度需要があるのか、アンケート等を実施して把握に努めることを検討している。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【環境省】

(15)自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金

・国庫債務負担行為（財政法（昭22法34）15条）の活用等により、複数年にわたる契約の締結を可能とすることについて、予算配分及び執行状況並びに都道府県の意見を踏まえつつ検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

35

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

流域別下水道整備総合計画の計画変更要件の緩和

提案団体

石川県

制度の所管・関係府省

国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

2つ以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画(以下、「流総計画」)を策定・変更する場合であっても、他都府県の同意があれば国土交通大臣との協議等を不要とすること。

※上記措置が不可能な場合、以下の措置を求める。

- ・計画変更が不要な場合の拡大(下水道整備では水質環境基準の達成が困難な場合(例えば当県では、河口付近の湖沼については下水道施設によっては対処できない汚染原因により、仮に計画通り下水道施設を完備したとしても水質環境基準を満たす見込みがない)を類型化し、当該場合には、計画変更を不要とすることなど)
- ・地方整備局への河川関係検討を含む事前協議の手続きの迅速化・提出書類の簡素化

具体的な支障事例

2つ以上の都府県にまたがる流総計画の変更については、国土交通大臣への協議等をしなければならないが、地方整備局等の河川部局との協議に多大な時間を要しており、特に、地方整備局との河川関係検討を含む事前協議に時間を要している(1年~2年程度)。2つ以上の都府県にまたがらない場合は国土交通大臣との協議等が必要ない一方、2つ以上の都府県にまたがる場合は国土交通大臣との協議等が必要であるが、これまでの流総計画の策定・変更においても、隣接する県との調整が困難となったことはなく、国に協議をする実質的意義がないと考えている。

また、下水道施設整備はほぼ完了し下水道施設整備のみでは水質環境基準の達成が難しい状況になっている場合でも、現行、計画変更が必要であることから、中期整備事項の更新時期を迎えるたびに流域の水質に関する現況調査を行った上で、計画変更手続を行っており、人員面・財政面ともに大きな負担となっている(現況調査及び計画案・添付資料の作成には2年間で約1千万円程度の負担がある)。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

策定に係る業務負担の軽減、人員・予算の削減を図ることができる。

根拠法令等

下水道法第2条の2第7項、「流域別下水道整備総合計画調査 指針と解説」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

茨城県、鳥取県、徳島県、宮崎県

○地方整備局等の河川関係検討を含む事前協議については、多大な期間を要することから、手続きの迅速化

や提出書類の簡素化について検討いただきたい。

○当県においても、河川関係検討を含む事前協議に時間を要した事例が過去にある。

#### 各府省からの第1次回答

都府県が2つ以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画を策定・変更する場合には、当該計画に記載されている削減すべき汚濁負荷量の配分等が、環境基本法に基づく水質環境基準の達成に沿う内容であるか等について、国が都府県の区域を越える広域的な観点から確認を行うことが必要であるため、下水道法第2条の2第7項において、国との協議を行うこととされている。

そのため、下水道法第2条の2第7項の協議では、当該観点から、都府県間の汚濁負荷量の配分等について確認していることから、都府県間の合意があるか否かに関わらず、当該協議の実施が必要である。

なお、ご指摘の具体的な支障事例として掲げられている河川関係検討については、下水道法第2条の2第7項の規定にもとづく国土交通大臣への協議には当たらないが、手続きの迅速化等については、実態を踏まえ、関係部局と調整の上、検討して参りたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当県においては、隣県にまたがる海域を含め、湖沼以外の河川や海域については、下水道整備により将来的に水質基準は達成できる見込みであり、これまで隣県との協議が難航したことはないため、国による利害調整は不要であり、実際に直近の協議で2県間に対して何らかの指示や調整がされたことはなかった。また、国から計画の内容について大きく修正されたことはなく、実質的には確認にとどまっていることから、大臣協議を不要としていただきたい。

上記の対応が困難な場合でも、2つ以上の都府県にまたがる流総計画について、隣県にまたがる部分における水質基準が達成できる見込みであれば、計画変更を不要とするなど、柔軟な対応を検討いただきたい。なお、仮に隣県にまたがらない水域・海域が協議の対象とならないのであれば、その旨を明確にお示しいただきたい。また、当県においては、国との協議が不要となる2つ以上の都府県にまたがらない流総計画の場合は、変更計画の策定まで5年程度である反面、2つ以上の都府県にまたがる流総計画の策定の際は、国との協議に10年以上かかり、直近では策定まで13年を要しており、すぐに次回の更新手続きに入る必要がある。河川関係検討の場合、国に限っても、その相手方である北陸地方整備局、近畿地方整備局及び国土交通省にそれぞれ説明が求められ、その協議のたびに資料修正がある。また、相当の時間がかかるため途中で当県や関係機関も担当者が変わってしまい、説明を一からやり直すなど手戻りが生じている。第1次回答で示された河川関係検討等の手続きの迅速化等については、速やかに対応いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

流域別下水道整備総合計画の策定・変更に係る手続きについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○1次ヒアリングにおいて、2以上の都府県にまたがる場合の国との協議の必要性について関係都府県間の協議では利害調整に時間を要する可能性があるためとの説明があった。国の関与は必要最小限にすべきであり、関係都府県が合意している場合には、国との協議を不要とするよう積極的に検討いただきたい。

○1次ヒアリングにおいて、2以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画の中に2以上の都府県にまたがらない水域等がある場合の当該水域等については協議の対象とならないとの説明があったが、条文上不明確であることから、法令上、協議対象から除外すべきではないか。

○いずれも早急に検討を行い、河川関係検討の手続の迅速化等とあわせて、2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示していただきたい。

## 各府省からの第2次回答

### 【国交省】

2つ以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画を策定・変更する場合には、下水道法第2条の2第7項において、国との協議を行うこととされているが、国土交通省としては、引き続き、当該計画に記載されている削減すべき汚濁負荷量の配分等が、環境基本法に基づく水質環境基準の達成に沿う内容であるか等について、国が都府県の区域を越える広域的な観点から確認を行うことが必要と考える。

他方、当該手続きについて、地方分権の観点から、国の関与は必要最小限にすべきであるとのこと指摘を踏まえ、国への協議について報告に見直すとともに、必要に応じて、事前に、国は計画内容に対する助言等の対応を行うことができるよう検討して参りたい。

また、2以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画の中に2以上の都府県にまたがらない水域等がある場合に、当該水域等が協議の対象とならないことについては、別途通知を发出して都府県等に周知してまいりたい。

2以上の都府県にまたがる河川の河川関係検討について、一級河川に係る場合は、当該河川を管理する地方整備局と調整するものとし、隣接する地方整備局との調整は不要とするとともに、二級河川のみの場合は、当該河川を管理する都府県と調整するものとし、地方整備局との調整は不要としたい。また、河川関係検討の記載事項等の一部を廃止するとともに、検討期間の目安を示すなど、これらの対応について、別途通知を发出して地方整備局等(北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む)並びに都道府県に周知してまいりたい。

## 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容

### 5【環境省】

(3)下水道法(昭33法79)

(ii)流域別下水道整備総合計画(2条の2第1項)に係る国土交通大臣への協議については、以下の措置を講ずる。

・二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域等についての流域別下水道整備総合計画に係る国土交通大臣への協議(同条7項)については、届出とする。

・当該計画に含まれる二以上の都府県の区域にわたらない水系に係る河川その他の公共の水域等に係る記載については、国土交通大臣への届出の対象とならないことを明確化し、地方整備局及び都府県に令和4年中に通知する。

・流域別下水道総合整備計画に関する河川関係の検討については、重複する様式の見直しなど手続の簡素化等を行うこととし、地方整備局及び都道府県に令和3年度中に通知する。

(関係府省:国土交通省)

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

38

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に係る支援等の拡充

提案団体

茅ヶ崎市

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

- ・技術的な助言の充実や専門知識のある人材の派遣等
- ・温室効果ガス削減対策による削減量を通知・計画等によって明示
- ・国または都道府県の主導による市町村の温室効果ガスの算定

具体的な支障事例

当市は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条により、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(地方公共団体実行計画)を策定することとされている。地方公共団体実行計画(区域施策編)策定のために必要となる区域の温室効果ガス排出量の算定方法について、環境省から「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)(Ver1.1)」(令和3年3月)が技術的な助言として示されているものの、内容が専門的で非常に分かりづらく、職員のみでは対応が出来ない。国の地球温暖化対策実行計画に掲げられた温室効果ガス削減目標の達成に向けた対策・施策の効果による削減量の内訳などが「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)(Ver1.1)」(令和3年3月)に掲載されていないため、削減目標を設定する際に国の対策・施策の効果による削減量を考慮することができない。温暖化対策に必要な対策を検討するために必要な正確な温室効果ガス排出量を市で算定・推計ができない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

温室効果ガス算定・推計にかかる職員の負担・業務効率化につながり、地球温暖化対策を通じた地域の利益の追求や多様な課題への対応等に注力できる。国の温室効果ガス削減の考え方を削減目標を設定する際に考慮することができ、住民などに説明がしやすくなる。

根拠法令等

地球温暖化対策の推進に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、岩見沢市、苫小牧市、盛岡市、八王子市、平塚市、魚沼市、長野県、中野市、草津市、八幡市、出雲市、宇和島市、大牟田市、佐賀市、宮崎市、延岡市、鹿児島市

○当市においても、地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定にあたっては、市域の温室効果ガス排出量の

算定及び、中長期目標の数値設定について、実質職員のみでの算出は不可能であった。このため、策定支援業務にあたる委託契約を締結した。受託者には、温室効果ガス排出量算定システムの構築を依頼し、計画改定後は毎年度、排出量推計を市職員が自ら行えるようにしている。ただし、排出量算定方法は、各統計値から按分する方法をとっているため、実績値としてはおよその値となっている。本提案のとおり、求める措置の具体的な内容がなされれば、算定業務に従事している職員の負担軽減は大いに認められ、脱炭素化社会の実現に向けた数値根拠もこれまで以上に信憑性のあるものとなる。

○温室効果ガスの排出量の推計は、統計資料に基づいて計算されるが、都道府県単位で提供されるデータは、人口で按分するなどして計算するため、実態に即しているとは言えず、このような方法で算出している限り、市単位の排出量の推計は意味がない。

○本市では、地域の実情を踏まえた計画の策定が必要であると考えており、現在、令和3年度末の改定に向けて作業を進めている。一部専門的分野については、市職員での対応は難しく、コンサルタント会社に委託する必要があるため、財政支援が必要な状況である。改定作業を進めるにあたり、各省庁からの的確・迅速な情報提供が必要なため、温室効果ガス削減対策による削減量を通知・計画等によって明示していただきたい。

○当県では、毎年県内における温室効果ガス排出量を算定しているが、地方公共団体実行計画については、精度の高い温室効果ガス排出量を把握することが困難であることから、容易に算出ができるような計算システムがあると望ましいと考える。各都道府県において、独自に温室効果ガス排出量を算出していると思われるが、計算システムがあれば、統一的な算出方法により、値を算出できるかと思う。また、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正により、さらに多岐に渡り、かつ専門的な知識が必要になることが想定されることから、当市としても、専門知識をもった人材の派遣、対策によるCO<sub>2</sub>削減量（あるいは森林吸収量）の具体的な数値、国または都道府県の主導による市町村の温室効果ガスの算定をぜひお願いしたい。

○温室効果ガス排出量の算定について、自治体によって算定方法が異なり、単純に比較ができない。多くの自治体が国の統計を用いて温室効果ガス排出量を算定しているが、統計の公表後の算定となるため、算定までにタイムラグがあり、スピード感をもって施策に反映させることが難しい。

○地方公共団体実行計画について、事務事業編を策定することで手一杯で、その先の区域施策編の策定までは追いつかない。国及び都道府県の主導による区域施策編の策定をすることで、広域的な対策も含めた項目も策定でき、効率的な計画となる。

○本市では、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）Ver1.1」（令和3年3月）に基づき、脱炭素に向けた取り組みを進めているが、その根拠となる「正確な温室効果ガス排出量」の算定・推計に難儀している。現状のままでは各市町村が各々に推定した温室効果ガス排出量に対する脱炭素シナリオを策定する事となり、シナリオ通りに進んだとしても脱炭素が達成できたと言えるのか疑問が残る状態である。国で、「正確な温室効果ガス排出量の算定」に関する統一的な見解・手法を定めるべきではないか。

○「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）Ver.1.1」（令和3年3月）では、部門別、排出源別に推計手法が示されているが、各都道府県・市町村が取得可能なデータ及び統計資料により、どの手法を選択するか決めることになっており、自治体毎に温室効果ガス排出量等の推計値の精度に差が生じる。また、すでに議論されている電気事業者のデータ等、事業者からのデータの提供可能範囲が変更されたことに伴う推計方法の変更による過年度との比較に不都合が生じることがある。

○電力・ガス小売完全自由化以降、市町村単位の電力購入量の把握が困難となっている。

○提案のように、環境省マニュアルは内容が専門的で職員では対応できないため、本市では温室効果ガスの算定を業務委託で対応しており、財政負担が生じている。

○計画の策定・改定にあたっては、技術的・財政的な困難があることから、支援の拡充をしていただきたい。

## 各府省からの第1次回答

令和3年6月に決定した「地域脱炭素ロードマップ」において、地方自治体の地球温暖化対策に対する人材支援、技術的支援等が盛り込まれたところであり、実現に向けた具体的な検討を進めていく。なお、現在、環境省では、令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算における「再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業」において、地方自治体の計画策定や地域の合意形成、地域人材の育成などの取組を支援しているところ。

また、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定のための技術的助言として、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」を策定、周知している。「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年6月公布）の施行、地球温暖化対策計画の改定、地域脱炭素ロードマップの策定等を踏まえ、本マニュアルを令和3年中に改訂する。その際、都道府県や市町村における目標・施策の検討に資するよう、その具体的な方法等について、参考となる考え方を丁寧に示していく。

さらに、地方自治体における現状把握や計画策定に役立てていただくツールとして、統計データ等を活用しつつ、全ての都道府県・市区町村ごとに区域のCO<sub>2</sub>排出量や再エネの導入量などを示した「自治体排出量カル



テ」を策定・公表している。

環境省としては、引き続き、自治体排出量カルテを含め、地方自治体の温室効果ガスの排出状況の把握等に役立つ情報基盤の整備を進め、広く周知を図っていくとともに、計画策定や人材育成に対する支援を行うことにより、実行計画の策定に係る地方自治体の負担軽減を図っていく。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

まず、毎年度、環境省が実施されている施行状況調査では、温室効果ガス排出量の算定方法について、専門的で分からないとの回答が多いにも関わらず、依然として「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」が改善されていない。第1次回答において「本マニュアルを令和3年中に改訂する。その際、都道府県や市町村における目標・施策の検討に資するよう、その具体的な方法等について、参考となる考え方を丁寧に示していく」とされているが、これらの対応の際には、地方の声を十分にくみ取っていただきたい。

一方で、そもそも、追加共同提案団体から支障事例が多く示されていることから、マニュアルの改訂だけでは、算定業務の負担軽減につながらないと考える。そのため、全国知事会の地方分権改革推進WTの提案にあるような温室効果ガス排出量等の算定システムを構築していただくなど、求める措置に記載のとおり国の主導による市町村の温室効果ガスの算定についてご検討いただきたい。その際には、各種統計データから排出量を算定した過程が分かるようにするなど、現場の負担を軽減できるような措置をお願いしたい。また、自治体の財政負担がかからない手法として、専門知識のある人材をアドバイザーのような形で派遣することを検討していただきたい。

また、地方公共団体実行計画の削減目標設定に反映させるため、求める措置に記載のとおり、国の地球温暖化対策計画に掲げられた対策・施策による排出削減量を通知・計画等で明示していただきたい。

本提案の求める措置の内容について、第2次回答においてはぜひ前向きかつ具体的にご回答いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【苫小牧市】

①自治体排出量カルテ、②「要因分解法」により各自治体が独自に算定、③「簡易法」により各自治体が独自に算定、の大きく分けて3つの手法で排出量を算定できます。このうちどれを正式な排出量の推定方法にするのかお示しいただかないと、各自治体が勝手に算出した排出量に対する脱炭素を目指し、結果として脱炭素に至らない結果とならないでしょうか（全自治体の排出量を合算しても、温対法上の排出量等の数値と合致しなくなる）。

「支援を行う事」も非常にありがたいものの、「排出量の推定方法」を、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」改定時に具体的にお示しいただきたいと考えます。「自治体排出量」カルテの数値を正とするのであれば、各自治体で改めて現況を推計する必要はなくなります。

##### 【平塚市】

当市は、必要な統計データがすべて公表された直後から、二酸化炭素排出量の推計値の算定に取組み、公表を行っているが、「自治体排出量カルテ」で公表された排出量と一致しないため（部門によって近い数値もあるが、大きく乖離している部門もある）、カルテを活用できない。当市の算定方法は、コンサルタントに依頼し作成した算定方法ではあるが、具体的でわかりやすく統一された算定方法をマニュアルの中で、明示していただきたい。

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

地域における地球温暖化対策の取組を促進するため、地球温暖化対策推進法で規定された地方公共団体実行計画の策定について、国において技術的援助の強化を図ること。

なお、環境分野において趣旨・目的・内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○地球温暖化対策推進法の改正により、市町村の実行計画の策定について、事実上の義務付けが生じることから、地方公共団体の現状・支障に沿った技術的な支援や全ての地方公共団体に行き渡るような支援体制の充実と併せて、国の地球温暖化対策計画に掲げられた対策による温室効果ガス排出量の削減量の明確化につ

いても対応を検討いただきたい。

## 各府省からの第2次回答

今年度改定を行う「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」において、国の地球温暖化対策計画における対策・施策ごとの排出削減効果をお示しする。また、同マニュアルについて、今年度中に地方公共団体向けの説明会等において周知する。

地方公共団体実行計画(区域施策編)の推進に当たっては、地方公共団体が独自のデータに基づき推計した排出量や、「自治体排出量カルテ」により公表された排出量のいずれを活用しても差し支えないものと考えている。なお、自治体排出量カルテにおける推計データは、統計による全国又は都道府県の炭素排出量を、製造品出荷額などで簡易的に按分した値であり、その精度には限界がある。したがって、地方公共団体が独自の方法で推計している値と乖離する場合や、業種構成比の偏り等、区域のエネルギー使用実態が反映されにくい場合がある。このため、より正確な排出量を地方公共団体が求めたい場合、地方公共団体において独自に推計等を行うことを推奨している。これらの考え方については、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」などで既に周知しているが、改めて丁寧にお示ししていく。なお、地方公共団体実行計画(区域施策編)を推進するに当たって、地方公共団体が自らの判断で独自の推計を行うことを環境省として否定することは、地方公共団体の取組の裁量を下げることにつながりかねないため、考えていない。

専門人材の派遣については、「地域脱炭素ロードマップ」において、国の積極支援のメカニズムの一つとして人材派遣・研修等を掲げており、他省庁とも連携しながら必要な支援を行っていく。

また、地方公共団体への支援メニューとして、令和4年度概算要求において、地域の再エネ設備導入ポテンシャル調査などによる地方公共団体の計画策定や、地域の合意形成などの取組を支援する予算を盛り込んだところ。

加えて、各地方環境事務所の体制も強化し、各地方公共団体に対し、地方公共団体実行計画の策定・実施等に関する支援を行っていく。

## 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容

### 5【環境省】

(8)地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117)、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平15法130)及び気候変動適応法(平30法50)

(ii)地方公共団体実行計画の策定に係る地方公共団体への支援については、地球温暖化対策計画(温対法8条)における対策・施策ごとの温室効果ガスの排出削減効果など、地方公共団体の計画策定の参考となる情報を示すとともに、地方公共団体が温室効果ガス排出量を算定するに当たっては、自治体排出量カルテを活用しても差し支えないことを明確化するなど、地方公共団体実行計画を策定しようとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

39

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

地域気候変動適応計画の策定を都道府県単位のみとすること等の見直し

提案団体

茅ヶ崎市

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

- ・都道府県単位での計画の策定のみとする
- ・単独策定する場合には、技術的な助言の充実や専門知識のある人材の派遣等

具体的な支障事例

当市は、令和3年4月に策定した環境基本計画を気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」に相当する計画として位置付けた。しかし、気候変動の影響が大きいと考えられる防災分野や健康分野、農業分野などについては、気候変動適応法が施行される前から既に類似の個別計画を策定しているため、新たに計画を策定することは自治体にとって過大な負担となる。

気候変動適応計画では、気候変動影響評価を行うことが示されているが、市で影響評価や影響予測することは困難であり、国や県の影響評価・影響予測の結果を活用するしかないことから、市町村単位で単独で実施する意義は乏しい。

気候変動適応計画に掲げる適応策の目標設定や適応策の効果を評価することが困難である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

気候変動影響評価について、国や県で行う結果と重複するため自治体単独で実施する意義は乏しい。そのため、気候変動適応計画については、都道府県単位で策定することにより、職員の負担軽減・業務の効率化につながる。

単独で策定する場合には、技術的な助言や専門知識のある人材の派遣等があることで、職員の負担軽減・業務の効率化につながる。

根拠法令等

気候変動適応法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、ひたちなか市、八王子市、平塚市、魚沼市、宇和島市、佐賀市、宮崎市、延岡市

○一部専門的分野については、市職員での対応は難しく、コンサルタント会社に委託する必要があるため、財政支援が必要である。

○提案事例のとおり、市町村が個別に影響評価や影響予測をすることは困難であり、当市では県のデータ等を活用している。気候変動対策を住民に近い基礎自治体が担うことは、ニーズ把握や声を聞きやすく、住民と連携

した取り組みの検討も有効であると考えられるが、自治体別に解決を図ることは困難な問題であり、広域的な連携で対策を行うことが必要と考えられる。都道府県等が主導して、連携地域を創設することや一体的な対策を行うなどの事業化が必要と考える。

## 各府省からの第1次回答

気候変動適応に関係する防災分野や健康分野、農業分野等の施策において、市町村は気候変動影響が顕在化する現場において適時適切な適応策を実施する上で重要な役割を担っていると考えられるため、都道府県だけでなく、市町村も計画策定主体として位置づけられている。今回のご指摘を踏まえ、市町村が計画を策定することにした場合における負担をできるだけ軽減し、また業務効率化を図るため、環境省として以下の支援をしてみたい。

○地域気候変動適応計画策定マニュアル(計画のひな形を含む。)について、市町村の負担軽減・業務効率化の観点も踏まえ、令和4年度中に改訂を行う。

○国立環境研究所による専門家派遣について、対面のみならずオンラインでの対応も可能となるようにする。なお、令和2年度実績は以下のとおり。

・講師派遣(滋賀県、茨城県、富山県、愛媛県、福岡県、白井市、印西市、栃木県等)

・検討委員派遣(北海道、新潟県、栃木県、茨城県、神奈川県、富山県、滋賀県、愛媛県、福岡県、長崎県、川崎市、船橋市、八千代市、千代田区、葛飾区等)

・地域気候変動適応センターとの意見交換会(計25センターと実施。)

○地方環境事務所による都道府県、市町村関係者に対する情報交換、優良事例の紹介について、引き続き積極的に実施していく。

市町村が、知見や体制の不足などにより単独で計画を策定することが困難となる場合、複数の市町村や都道府県と共同して地域計画を策定することが可能となっている。また、例えば防災分野、健康分野、農業分野など市町村として優先的に適応策を実施する必要がある分野に特化した適応計画を策定することが可能である。さらに、関連する計画に、市町村の状況に応じた気候変動適応施策が盛り込まれている場合には、当該計画の一部を地域気候変動適応計画として位置付けるといった対応も可能である。これらのことを、上記地域気候変動適応計画策定マニュアルの改訂版においても強調するとともに、広域協議会や自治体向け研修などの機会ですっかりと周知徹底していきたい。

(参考)気候変動適応法(抄)

第12条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を立案し、地域気候変動適応計画(その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。)を策定するよう努めるものとする。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答において、市町村は気候変動適応に関係する分野において重要な役割を担っていることから計画策定主体として位置づけているとのことだが、その専門性の高さや予算不足等から現在の策定団体数が非常に少ないこと、また、都道府県の計画を参照し、事業の実施をするなどの方法により市町村の責務を果たすことはできると考えるため、再考願いたい。

そのうえで計画策定規定の廃止が困難な場合、計画を策定する際に必要となる気候変動影響評価については、専門性や人員・予算の観点から困難であること等を鑑み、一定のエリア別の気候変動影響評価を国が行うことで、市町村の計画策定の後押しとなるような真に効果的な支援をお願いしたい。また、技術的支援である気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)について、気候変動影響が顕在化する現場(自治体)では「全く活用していない」(52.8%)「存在を知らない」(31.2%)と回答している状況で、国は気候変動適応法に定められた役割を果たしているといえないのではないかと。自治体の職員向けに適応に関する関連データを整理し、「地域気候変動適応計画策定マニュアル」と整合がとれた分かりやすいホームページとしていただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

### 【全国知事会】

地域における適応の取組を促進するため、気候変動適応法で規定された地方公共団体における地域気候変動

適応計画の策定や実行について、国において技術的援助の強化を図ること。  
なお、環境分野において趣旨・目的・内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去 10 年間で約 1.5 倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。  
○市町村の地域気候変動適応計画策定の努力義務の廃止が困難である場合には、気候変動影響評価を地方公共団体（特に市町村）が行う事はその専門性等から困難であることを鑑み、地域単位の気候変動影響評価を国で実施するなど、より効果的な支援を行うべきではないか。

#### 各府省からの第 2 次回答

地理的に近接しており気温や降水量の変化が（都道府県単位の評価でカバーできる程度に）同様であったとしても、地理的・社会的状況によって気候変動の影響の出方も対策も異なる。例えば、内陸部で米の生産が盛んな市であれば、気温の上昇によって収量や品質の低下が予測されるため高温耐性品種の導入等の農業対策が最優先になり得るが、沿岸部の河川沿いに都市部を擁する市では、堤防整備等の洪水対策や熱中症の増加に備えた医療体制の充実が優先事項ということもあり得る。  
このような地域特性や住民ニーズを的確に反映した、より適切な地域の計画を策定できるのは、住民から近いところで日々業務に当たっている市町村のみであることから、地域気候変動適応計画の策定については、市町村の努力義務規定を維持することが適当と考えている。  
「より効果的な支援を行うべき」という御指摘については、現行の地域気候変動適応計画策定マニュアルにおいても、国の気候変動影響評価報告書や気候変動適応計画から関連箇所を抜粋して整理する方法や実例を掲載したり、地域毎の気候予測を 1km メッシュで出力可能なウェブサイトの紹介をするなどの記載をしている。更なる対応として、来年度に予定しているマニュアル改定に当たっては、例えば地域名を選択すると、適応計画のひな形に同地域に関係する気候変動影響情報の抜粋が記入されたものが出力されるツールの作成など、計画策定を担当する市町村職員の負担をさらに軽減するべく検討を進めたい。また、気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）について、広域協議会や自治体向け研修などの機会を周知を進めるとともに、多くの情報の中からマニュアルに沿った地域適応計画の策定に必要な情報が見つけやすくなるように工夫するなど、引き続き改善を進めたい。

#### 令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 3 年 12 月 21 日閣議決定）記載内容

##### 5【環境省】

（8）地球温暖化対策の推進に関する法律（平 10 法 117）、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平 15 法 130）及び気候変動適応法（平 30 法 50）  
（iii）地域気候変動適応計画については、以下の措置を講ずる。  
・国立研究開発法人国立環境研究所による専門家派遣については、オンラインによる派遣も可能とし、地方公共団体に令和 3 年度中に周知する。  
・地域気候変動適応計画策定マニュアルについては、地域気候変動適応計画が地域の実情を踏まえつつ、地方公共団体の判断により策定されるものであること、環境以外の分野の行政計画であっても気候変動適応に関する内容が含まれる場合には地域気候変動適応計画と位置付けることが可能であることを明確化し、また、複数の都道府県や市区町村による共同策定を推進するため、共同策定する際の参考となる考え方等の記載内容を充実させるとともに、計画策定の負担軽減に資するツールの提供を含め、地方公共団体の事務負担を軽減するため改正し、地方公共団体に令和 4 年度中に通知する。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

50

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

食品リサイクル法における廃棄物処理法等の特例措置の拡充

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

農林水産省、環境省

求める措置の具体的内容

食品リサイクル法第21条における廃棄物処理法の特例制度では、食品リサイクル法第2条第4項で規定する「食品関連事業者」に対し、廃棄物処理法第7条の規定にかかわらず、一般廃棄物収集運搬許可(荷卸し)に関する許可を不要としているが、現在対象外となっている、(外部業者を入れない)自社運営の食堂や老人ホームの食堂についても特例対象とすること。

具体的な支障事例

## 【現状】

当市では、バイオマス産業都市構想に基づき、民間事業者が設置したバイオガス発電施設に市内外の食品関連事業者等から食品循環資源(食品残さ)を受入れ、処理している。

一般廃棄物は排出された自治体内での処理が基本とされているが、食品の再生利用に関しては広域的な処理の必要性があることから、一般廃棄物収集運搬業の許可の特例が設けられている。

当該バイオガス発電施設は食品リサイクル法に基づく再生事業者登録がされているため、他の自治体の食品関連事業者から排出された一般廃棄物(食品残さ)の受入れの際に、一般廃棄物収集運搬許可(荷卸し)の許可が不要となる特例が適用されている。

食品関連事業者には、食堂運営を委託された事業者を含むものの、外部委託せず自社で食堂を運営している中小企業や小規模な老人ホームについては対象外となることから、収集運搬事業者に対し、2年に1回一般廃棄物収集運搬業(荷卸し)に係る申請及び許認可手続きが必要となっている。

## 【支障】

食品リサイクル法において、それらの事業所から出る食品残さのリサイクルは義務付けされていないが、環境意識の高まりや国が進める脱炭素社会の実現に寄与するため、リサイクルしたいというニーズが増えてきており、当市における食品残さの受入れ相談も年間10件から15件程度あり、それに伴う許認可事務の負担が増加している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

特例制度対象外となっている中小企業や小規模な老人ホームを特例対象とすることで、2年に1回必要となる一般廃棄物収集運搬業(荷卸し)に係る申請及び許認可を不要とすることができるため、当該事務手続きの負担軽減を図り、行政の効率化を図ることができる。

また、それら事業所からの一般廃棄物の搬入が促進されることにより、バイオマス資源の利用が促進され、脱炭素社会の実現に寄与することができる。

(現在、39業者から年間約200トンの食品残さを受入れしている。)

## 根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第21条、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第4項、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令第1条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、川崎市、鎌倉市、西尾市、小牧市、岡山県、宇和島市、熊本市

○市内では、食品残差の受け入れを行ってはおらず、市外への搬出を依頼している。市外に搬出する相談を年20件近く受けていることから、当該事務手続きの負担軽減を図り、行政の効率化を図ることが必要と考える。  
○現在、当市は食品リサイクル施設を有していないため他自治体から食品残渣を受け入れることはない。また食品残渣を市外搬出している事業者については、当市の一般廃棄物収集運搬業許可を有しており、持ち込み先の許可も有しているため、提案事項についての相談は特にない。しかし、数年後に当市内で食品バイオマス発電施設が完成し、試験運転後可能であれば他自治体の食品残渣の受け入れも予定しており、その際提案自治体と同様の課題を抱える可能性がある。  
特例措置の拡充については、対象か否かの判断基準の設定をいかに明確化できるかが課題であると考えている。

## 各府省からの第1次回答

食品関連事業者は、その事業活動に伴い多量かつ継続的に食品廃棄物を排出しており、食品廃棄物等の発生の抑制及び再生利用への最大限の努力が求められる。このため、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律において、食品関連事業者に対し、再生利用等の実施目標の達成と取組に当たっての基準の遵守を求め、多量発生事業者等に対しては、取組が不十分な場合は国が勧告や命令等を行うといった規制措置を講じている。こういった規制措置とあわせて、このような措置の対象となっている食品関連事業者の再生利用の実施を確保できるよう運搬の許可に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例措置等が設けられている。  
一方で、自社で運営している食堂や学校給食の施設は、福利厚生の一環で行われており、事業性が乏しいため、食品関連事業者と同様に食品廃棄物等の発生の抑制及び再生利用の取組を求めることは適切ではなく、食品関連事業者を含むことは適当ではない。このため、これらの事業者が再生利用を実施する際に、運搬の許可に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例措置等の対象とすることは困難であるが、これらの事業者の食品廃棄の実態を把握しつつ、食品関連事業者の対象範囲について、継続的に検討してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すためには、ありとあらゆる手段を用いた取組を進めることが重要だと考える。また、「エネルギー基本計画(平成30年7月閣議決定)」では、「食品廃棄物などのバイオマスの利用の導入を進める」とされており、現在検討が進められている次期エネルギー基本計画(素案)においても再生可能エネルギー導入量について、さらなる上積みを検討されているところと承知している。  
そのため、事業活動に伴い排出される事業系一般廃棄物のうち、福利厚生の一環で行われていると考えられる自社運営の食堂や小規模な老人ホームの食堂から排出される食品廃棄物であっても、「食品廃棄物等の発生の抑制及び再生利用の取組を行う」のは社会的責務であり、積極的に再生利用を促すことが必要と考える。  
については、廃棄物処理法第7条第1項に基づく市町村長の許可を受けずに、一般廃棄物の収集運搬を業として行うことができる特例の範囲を拡大することにより、食品廃棄物の再生利用がさらに進むよう、速やかにご検討をお願いしたい。あわせて、具体的な検討スケジュールについて、ご教示いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

### 【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、食品関連事業者の対象範囲の検討にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の趣旨を鑑み、生活環境や公衆衛生保全のための規制の観点と、事務手続きの簡略化という特例の観点の双方が十分配慮さ

れるよう求める。

#### 各府省からの第2次回答

食品関連事業者の対象範囲について検討していくが、本年中を目途に事業者の食品廃棄の実態把握を行うこととしたい。

#### 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

##### 5【環境省】

(11)食品関連事業者(2条4項)の委託を受けて食品循環資源(同条3項)の収集又は運搬を業として行う場合に一般廃棄物処理業の許可を不要とする特例(21条)については、市区町村の許可に係る事務負担の軽減及び当該事業者に求められる目標設定等の負担も考慮し、食品関連事業者の対象範囲の拡大について、関連する事業者等の意見も踏まえて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  
(関係府省:農林水産省)



# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

65

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

## 提案事項(事項名)

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく「都道府県分別収集促進計画」策定の義務付けの廃止

## 提案団体

岐阜県

## 制度の所管・関係府省

環境省

## 求める措置の具体的内容

「都道府県分別収集促進計画」策定の義務付けの廃止を求める。都道府県分別収集促進計画は各市町村が策定する分別収集計画のデータを取りまとめている部分がほとんどであるため、計画の策定ではなく、市町村分別収集計画のデータを都道府県のホームページ上で公開することに留める等、事務の簡略化を求める。

## 具体的な支障事例

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律第9条に基づき、3年ごとに5年を1期とする分別収集促進計画の策定が義務付けられている。しかしながら、一般廃棄物の処理は市町村の自治事務であり、都道府県が一般家庭から排出される容器包装廃棄物の収集に関係する事務はない。都道府県分別収集促進計画は市町村分別収集計画に記載された数字の集計が大部分となっている。従って、計画策定までは不要であり、市町村分別収集計画のデータを取りまとめ、ホームページ上で公開することにする等、事務の簡略化を図ることで、計画策定にかかる都道府県の事務負担が軽減される。また、再商品化義務量の算定、容器包装廃棄物の排出抑制等に係る取り組み、広域的処理の促進、市町村間の広域連携等の調整機能や分別収集の意義に関する知識の普及等に関しては、「都道府県分別収集促進計画」の策定とは無関係に実施可能と考えられることから、都道府県が計画を作成しなくても目的は達成できる。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「都道府県分別収集促進計画」策定の義務付けを廃止することで、計画策定にかかる都道府県職員の業務量が削減できる。

## 根拠法令等

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第9条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、群馬県、石川県、下呂市、静岡県、西尾市、小牧市、岡山県、山口県、徳島県、大分県、沖縄県

○一般廃棄物の処理に関しては市町村の自治事務であり、分別収集促進のために県が市町村に対してできるのは技術的助言に過ぎない。この助言等を含む市町村に対する一般廃棄物に係る県の関わり等については、「都道府県廃棄物処理計画」で示すことが可能である。実質的に、市町村の計画の数値を積算するだけであり、5年計画でありながら3年ごとに作成することになっており負担が大きい。

○当市における一般廃棄物処理関係の計画は、都道府県が策定する廃棄物処理計画を上位計画として「一般廃棄物処理基本計画」及び「一般廃棄物処理実施計画」を策定している。この計画により、当市の一般廃棄物を計画的に処理できているため、都道府県分別収集促進計画が無くても支障がないと考える。

#### 各府省からの第1次回答

容器包装再商品化法に基づく「都道府県分別収集促進計画」は、都道府県内の市町村における容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集量の拡大のために市町村相互間の取組や広域的な取組を計画的に進めていたものであり、現に、効率的な分別収集方法や収集体制を確立するための広域化への支援、市町村ごとの取組の分析及び働きかけを計画に盛り込む都道府県も存在する。

さらに、本年6月に成立したプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律において、容器包装のみならず、プラスチック資源の分別回収及び再商品化を促進するため、容器包装再商品化法ルートを活用した再商品化を可能にするとともに、市町村が単独で又は共同して実施する再商品化計画の認定制度を創設。今後、都道府県が「都道府県分別収集促進計画」に基づき行う広域的調整や市町村への援助は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を踏まえたものになることが期待され、「都道府県分別収集促進計画」はその重要性が増す。

なお、廃棄物処理法に基づく「都道府県廃棄物処理計画」の中に「都道府県分別収集促進計画」を一体として位置づけるなど、計画策定事務を簡略化していただくことは差し支えない。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

容器包装再商品化法第9条第2項第1から3号は市町村分別収集計画と整合が求められる県の区域内の容器包装廃棄物等の排出見込量等を計画に掲げる事項として定めている一方、同項第4号の分別収集等の知識普及や市町村相互間の情報交換の促進(以下「知識普及等」という。)は、地域の実情に応じて都道府県が検討して定める内容であり、両者の性質は異なると考えられる。

このため、提案のとおり、排出見込量等(法第9条第2項第1～3号)については、都道府県が集計・とりまとめを行い国に報告することにより、また、知識普及等(法第9条第2項第4号)については、都道府県廃棄物処理計画に記載しその実施を担保することにより、国の政策目的は実現できると考えられ、都道府県分別収集促進計画の策定の義務付けという手法に限る必要はないと考える。

また、第4号の知識普及等については、新たに制定されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る市町村への技術的援助も含めて、都道府県廃棄物処理計画に位置づけて、全体として中長期的に市町村と連携して取り組むこととすることが適当と考える。なお、その取扱いにおいては、都道府県廃棄物処理計画の計画期間は各々任意に設定されていることを踏まえ、改定頻度を規定せず、都道府県がそれぞれ設定している廃棄物処理計画の計画期間に合わせることを適当である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【徳島県】

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律については、現在、制度設計が進められていると存じるが、容り法との関連を明確にし、市町村等の負担増加につながる業務量の増加がないように配慮いただきたい。

3年ごとの計画作成が、容り協への委託量把握のために必要であるならば、数値のみの報告等に簡素化し、計画自体の策定は本来の5年ごととするなど、目的と手段について再度検討を行っていただき、事務負担の軽減について配慮いただきたい。

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○「都道府県分別収集促進計画」の記載事項のうち、市町村のデータの積み上げ・把握については、計画を策定せずとも可能であり、都道府県に計画策定を義務付けるのは過大な負担ではないか。

○容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及並びに市町相互間の分別収集に関する情報の交換の促進に関する事項については、「都道府県廃棄物処理計画」等の他の関連する計画に記載することで「都道府県分別収集促進計画」を策定したものとみなすことができるよう法令上の対応を検討いただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

1次回答のとおり、現行規定においても、廃棄物処理法に基づく「都道府県廃棄物処理計画」の中に「都道府県分別収集促進計画」を一体として位置づけるなど、計画策定事務を簡略化していただくことは可能である。法技術上の問題がなければ、法令上この旨を明確化することについても差し支えない。

「排出見込量等(法第9条第2項第1～3号)については、都道府県が集計・取りまとめを行い国に報告する」というご提案については、法第9条第5項及び第6項に基づき合算して得られる総量が法第11条において特定事業者に再商品化を義務付ける再商品化義務量の算定の根拠となるという法律の構造上、法令の定めによらない実態上の集計・取りまとめに替えることは困難である。

#### 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

##### 5【環境省】

(7) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)

(i) 都道府県分別収集促進計画(9条1項)については、都道府県における事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、当面の措置として、都道府県分別収集促進計画は廃棄物処理計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、都道府県に令和3年度中に通知する。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

71

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

循環型社会形成推進交付金の事務の簡素化

提案団体

山口県、九州地方知事会、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

国の予算区分毎に別葉で作成することとされている循環型社会形成推進交付金の交付申請書及び実績報告書のうち、当初分及び本省繰越分等の同時期に内示される予算については、内訳で予算区分毎に金額等を記載すること等で、事業実施主体毎にまとめて作成できるようにすること。

具体的な支障事例

循環型社会形成推進交付金は、事業実施主体である市町村が交付申請書や実績報告書を作成し、県が審査の上、国に提出しているが、国の予算は複数に分かれており、これらの書類について、予算区分毎に別葉で作成することが求められている。

このうち、例えば当初分及び本省繰越分の予算については、同時期に交付申請を行うにもかかわらず、これらの内示を受けた市町村は、予算区分が異なるため、2倍の書類を作成しなければならない。

また、年度間調整の結果、翌年度以降、交付金の交付決定を受けずに事業を実施した市町村は、県に実績報告書を提出する必要があり、報告単位が細分化されたことで、報告漏れを防ぐための確認作業が煩雑化している。

一方、各予算区分の内容に応じた適切な予算執行や、執行額(交付決定額、確定額、繰越額等)の確認など、現行の取扱いの趣旨も理解できる。

そこで、例えば事業実施主体毎に申請書や報告書をまとめ、事業主体名や計画期間など共通する記載項目を統合するとともに、金額など予算区分毎に必要な情報は内訳を記載することで、事務の簡素化と適切な予算執行を両立できると考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

交付申請書及び実績報告書の枚数や記載項目数が減少することで、県及び市町村における書類作成や確認に係る業務の合理化が図られる。

根拠法令等

循環型社会形成推進交付金等交付申請書の作成・確認方法について(令和3年3月31日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室事務連絡)

「循環型社会形成推進交付金等の実績報告及び額の確定マニュアル」の改訂について(令和3年3月31日付け環境省環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室事務連絡)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、盛岡市、宮城県、秋田県、茨城県、栃木県、群馬県、伊勢崎市、千葉市、石川県、長野県、豊橋市、岡山県、広島市、徳島県、徳島市、高松市、大牟田市、朝倉市、宮崎県

○当市では、現在施設整備に関する計画支援事業（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備）及び、浄化槽設置整備事業（環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備事業）を実施しており、交付金が当年度予算と繰越分に配分された場合、申請書、実績報告書作成等、事務処理量が増え、大きな負担となっている。今後、施設整備が本格化する中、交付金の確保は欠かすことはできず、この提案が措置されることにより、事務手続きの簡素化・効率化が図られ、円滑な事業進捗が実施できると考える。

○下水道事業（特定地域排水処理）は総務省の指導により企業会計に移行しており、出納閉鎖期間はないため年度内に交付金額を確定させ、次年度早々に消費税計算や決算統計の作成をしている。また、年度末には企業債償還など多額の資金が必要であるため、循環型社会形成推進交付金事業の事務処理を簡素化することで交付金の交付を速やかにすることが必要である。

○浄化槽設置整備事業の交付申請書及び実績報告書の記載方法について、設置基数や事業進捗率等の情報を摘要欄に記載するよう環境省浄化槽推進室から指示されているが、記載を求められている情報が多く、加えて記載方法が明確でないため、間違いが頻発しているため、必要な情報を入力する箇所を指定したり、エクセル上の自動計算で書類が完成できるような、記載間違いを未然に防ぐ様式への変更を検討いただきたい。

○予算区分が分かれて交付を受けた場合、予算区分毎に事業費を按分し作成することとなり、非常に煩雑となる。提案のように事務手続きが見直しできれば、効率化が期待できる。

○当市でも予算区分ごとの事務が発生している。浄化槽設置に対する交付金の事務が年度区分によって分けられてしまうことで、設置基数の振り分け方を間違えると交付率が変わったり交付漏れが発生する可能性も考えられるため改善を願いたい。

○交付申請を予定しており、申請の負担が軽減されることにより事業の円滑な実施につながることを期待される。

○当県においても、廃棄物処理施設整備事業又は浄化槽整備事業に複数の予算区分で循環交付金が配分された事業主体が存在し、予算区分毎に同一の申請・報告様式を複数提出する事務処理が事業主体の負担になっていると感じている。また、同一事業の進捗率を予算区分毎に算出している現状では、事業全体の進捗が複数の報告様式を合算しないと把握できない。申請書や報告書が予算区分で分割されないようになれば、事務の効率化と適切な事業の進捗管理に資すると考える。

## 各府省からの第1次回答

ご提案を踏まえ、循環型社会形成推進交付金の交付申請書・実績報告書については内訳で予算区分毎に金額等を記載すること等により、事業実施主体毎にまとめて作成できるようにマニュアル等の見直しを行うこととする。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本交付金事務を円滑に実施する観点から、令和3年度内にマニュアル等の見直しを行い、令和4年度より見直し後の様式による申請等を行えるように対応をお願いしたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【栃木県】

実施主体毎にまとめて交付申請書・実績報告書が作れるようになることはありがたいが、浄化槽設置整備事業の場合、一つの様式に環境配慮事業と通常事業の両方をまとめることに現在苦慮している。

様式やマニュアルを見直すにあたっては、摘要欄を極力使うことなく指定されたセルに値を入力するだけで書類が完成するような、作成が容易にできる様式を導入していただきたい。

### 【大牟田市】

申請に要する負担が軽減されることにより事業の円滑な実施につながることを期待される。

## 地方六団体からの意見

### 【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

ご提案を踏まえ、引き続きマニュアル等の見直しを行ってまいりたい。

## 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

### 5【環境省】

#### (14)循環型社会形成推進交付金

循環型社会形成推進交付金の交付申請書及び実績報告書については、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、予算区分にかかわらず事業ごと一括して提出することを可能とするため、「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」(令3環境省環境再生・資源循環局長)等を改正し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

72

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

送電施設等に営巣したカラスの卵及びヒナの除去に係る捕獲許可の見直し

提案団体

山口県、九州地方知事会、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

電気事業法に基づき、送電施設等に営巣したカラスの卵及びヒナを手取りにより捕獲・採取する場合は、許可を不要とすること。

具体的な支障事例

送電施設等にカラスが営巣した場合、停電の恐れがあることから、電気事業者は、巣の除去作業を行っている。(電気事業法第26条の2において「一般送配電事業者は、事故により電気の供給に支障が生ずる場合に備え、その支障を速やかに除去するために必要な対策を講じておかなければならない。」と定められている。)

巣の中にカラスのヒナや卵がある場合、電気事業者は、鳥獣保護管理法第9条に基づく許可を受けなければならない。

電気事業者は、全ての作業従事者について、住所や氏名、生年月日等を記載した申請書を県に提出する必要があり、書類作成に係る負担が大きい。

また、申請は営巣時期前に集中するため、県は、短期間で膨大な許可書を交付しなければならず(令和2年度: 628件)、事務処理に時間を要している。

一方、鳥獣保護管理法第9条第3項に基づく捕獲許可の審査基準に照らしても、以下の理由から、提案のとおり許可を不要としても同法の目的に支障はないと思料される。

①許可を不要とする巣(電気の安定供給に支障を及ぼす巣)は外形上明らかであり、これまでどおり許可が必要な巣(樹上の巣等)とは区別できること。

②電気の安定供給に支障を及ぼす巣を全て除去したとしてもカラスの保護に重大な支障を及ぼすおそれがないこと。

③カラスは特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣ではないこと。

④手取りによる捕獲であれば住民の安全の確保等に支障を及ぼす恐れはないこと。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

申請及び許可に係る手続きが不要となることで、電気事業者及び県の事務負担が軽減されるとともに、緊急時においても迅速な除去作業が可能となり、電力の安定供給に資する。

根拠法令等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条、電気事業法第26条の2

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、茨城県、栃木県、群馬県、長野県、静岡県、豊橋市、草津市、島根県、岡山県、熊本市、宮崎県

○当市でも、毎年電力会社より巣の撤去に関する問い合わせがあるが、現行の許可制度により、巣の中にカラスのヒナや卵がある場合はもちろんのこと、それらが確認できない場合も、万が一のことを考慮し、許可申請書を提出するよう案内している。そのため、今回の措置を講じていただければ、電気事業者の負担軽減になり、電力の安定供給にも繋がるのが期待できる。

○提案団体と同様の事例により事務的な負担が生じている。

※電気事業者から同目的で電柱上に営巣するカラス類のヒナ及び卵について、手捕りによる捕獲の申請事例あり。

…実績 令和2年度:213件、令和元年度:204件

また、鉄道事業者についても、列車の安定輸送や電力供給上の事故防止等の目的で、電柱上に営巣するカラス類のヒナ及び卵について、手捕りによる捕獲の申請事例があることから、電気事業者と同様に取り扱われたい。

…実績 令和2年度:84件、令和元年度:84件

○営巣について、電気事業者からの捕獲許可事例はないものの、電線及び電柱に留まるカラスの糞被害による苦情・相談があり、今後、同様の問題に発展することが想定される。

○当市においても、令和2年度に電気事業者延べ423人に許可証を発行しており、電気事業者及び当市ともに申請や許可に係る事務が煩雑になっている。制度改正を行うことで、緊急時においても迅速な除去作業が可能となることから、有効と考える。

## 各府省からの第1次回答

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第8条に基づき、鳥獣及び鳥類の卵は、捕獲等又は採取等をしてはならないとされている。ただし、同法9条第1項に基づき許可を受けて鳥獣の捕獲等又は卵の採取を行う場合にはこの限りではないとされている。また、同条13項に基づき、許可に係る捕獲等の結果は環境大臣又は都道府県知事に報告しなければならないこととされており、この報告等に基づき、当該鳥獣の生息状況等を把握し、鳥獣保護管理法に基づく保護及び管理に必要な施策を実施している。

今回御提案の「送電施設等に営巣したカラスの卵及びヒナを手取りにより捕獲・採取する場合は、許可を不要とする」との措置を実施した場合、カラスの生息状況等の重要な情報である捕獲状況等の実態把握が困難になり、鳥獣保護管理法に基づく適正なカラスの保護及び管理に支障を及ぼすおそれがあると考えられ、今回の提案に基づく措置を受け入れることは適当ではないと考える。

また、支障がない理由として4つの理由が掲げられているが、以下の点から今次措置の理由には当たらないものとする。

・許可不要とする巣が外形上判断できるかどうかは、鳥獣の保護及び管理に支障がないとの理由と無関係であること。

・電気の安定供給に支障を及ぼす巣を全て除去したとしてもカラスの保護及び管理に重大な支障を及ぼすおそれがないとの論拠がないこと。

・特定希少鳥獣管理計画は、法第7条4に基づき環境大臣が定める「特定の地域において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地が拡大している希少鳥獣がある場合において（中略）当該希少鳥獣の管理に関する計画」であり、カラスが特定希少鳥獣ではないことを理由として許可を不要とするという今回の措置とは無関係であること。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、電気の供給に支障を及ぼすカラスの巣の除去を目的とした作業において、巣の中に卵・ヒナがあった場合に、やむを得ず行う採取・捕獲に関するものであり、カラス自体を積極的に捕獲するものではないため、カラスの保護及び管理という政策目的に与える影響は限定的と考える。

第1次回答において、「『送電施設等に営巣したカラスの卵及びヒナを手取りにより捕獲・採取する場合は、許可を不要とする』との措置を実施した場合、生息状況等の重要な情報である捕獲状況等の実態把握が困難になり」とされているが、上記のことからすれば、本提案に係る捕獲状況等の実態把握を行う必要性は低いものと考えられる。（鳥獣関係統計の有害鳥獣捕獲や狩猟の実績により十分把握できると考える。）

仮に必要性があったとしても、鳥獣保護管理法第9条第1項に規定する「許可」の趣旨は、公益上の必要がある



時は捕獲を認めるものであり、捕獲が許可の範囲内で行われたことを確認するための報告により得られる捕獲数の情報を生息状況等の把握に活用していることをもって「許可」手続きが引き続き必要である理由にはならないものとする。

加えて、鳥獣保護管理法第13条により、農林業の事業活動に伴いやむを得ずモグラ及びネズミを捕獲する場合は、許可は不要となっているところ、電気事業に伴いやむを得ずカラスの卵及びヒナを除去する場合の許可を不要とすることができない合理的な理由を示していただきたい。

なお、お示した4つの理由は、鳥獣保護管理法第9条第3項を踏まえ、以下の点を検討したものである。

①電気事業法に基づき送電施設等に営巣したカラスの卵・ヒナを手取りにより採取・捕獲するための捕獲許可申請があった場合、法第9条第3項各号に該当し不許可とすることはないため、許可制度により事前審査を行う必要性が低いこと。

②本提案の対象は明確に線引きが可能のため、制度改正後に誤って許可を得ずに対象外のカラスや他の鳥類の卵・ヒナを捕獲するといった悪影響が生じるおそれがないこと。

捕獲許可手続きに毎年、大量の申請を処理しなければならず多大な事務負担が生じていること、本提案によるカラスの保護及び管理への影響が限定的であることをご理解いただくことにより、前向きな検討をお願いしたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

「カラス自体を積極的に捕獲するものではないため、カラスの保護及び管理という政策目的に与える影響は限定的と考える。」との意見があるが、積極的な捕獲であるか否かに関わらず、今回対象となるカラスの捕獲及び卵の採取が全国一円で広く実施されている状況に加え、送電施設等にはカラス以外の希少鳥類等の営巣も想定され、これらの鳥類の誤捕獲等の懸念も考慮すると、営巣したカラスの捕獲及び卵の採取を定型的に許可不要とした場合に、希少鳥類を含む鳥獣の保護及び管理に支障を及ぼすおそれがある。このため、現行の捕獲許可手続を通じた鳥獣保護管理の適正な実施を引き続き図っていくことが必要であるとする。

また、「鳥獣保護管理法第13条により、農林業の事業活動に伴いやむを得ずモグラ及びネズミを捕獲する場合は、許可は不要となっているところ、電気事業に伴いやむを得ずカラスの卵及びヒナを除去する場合の許可を不要とすることができない合理的な理由を示していただきたい。」との意見があるが、当該条項は平成14年の法律改正により、それまで法律の対象としてこなかったネズミ・モグラ類が、法律の対象として扱われることになったことに伴い、農業または林業の事業活動に伴いやむを得ず行われるネズミ・モグラ類の捕獲等について、引き続き許可の対象から除く必要があるため設けられたものである。平成14年以前から法律の対象であったカラスとは位置づけが異なることから、本条項の存在を以て許可を不要とする理由にはならないと考える。

なお、今回のような公益目的での捕獲や、生活環境等の被害防止を目的としたカラスの巣の撤去などに伴うカラスの雛の捕獲や卵の採取については、既に許可対象者の狩猟免許を不要とする要件緩和を措置済みである。

加えて、鳥獣行政全体の事務負担軽減に向けて、地方分権改革に関する提案募集に基づき、地方公共団体の事務の負担軽減のための措置として、現在狩猟免許、狩猟者登録証の統一化に向けた措置の検討を進めているところであり、これらの措置を通じた鳥獣行政の円滑化及び効率化を進めてまいりたい。

#### 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

—

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

87

提案区分

A 権限移譲

提案分野

07\_産業振興

## 提案事項(事項名)

中小企業等経営強化法における事業分野別指針の策定権限及び経営力向上計画に係る認定権限の移譲

## 提案団体

関西広域連合

## 制度の所管・関係府省

警察庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

## 求める措置の具体的内容

中小企業が策定する本業の成長に関する経営力向上計画について、事業分野別指針の策定及び同計画の認定に関する権限の広域連合への移譲を求める。

## 具体的な支障事例

事業者が作成する経営力向上計画に係る事業分野別指針については、国が全国一律に策定しており、地域の特性を考慮するものとなっておらず、地方の人材の受け皿となる中小企業の経営力強化が効果的に図られていない。

中小企業の本業の成長は、地方の雇用や人口移動に密接に関連しており、地方が主体となって事業分野別指針を策定し、経営力向上計画の認定を行う必要があるが、東京圏に次ぐ大都市圏である関西圏では、京阪神を中心に府県域を越えて広がる生活・経済圏が形成されている。

関西の府県・指定都市で構成する当広域連合は、関西各地域の構成団体の特性を活かして関西共通の事業分野別指針を策定することが可能であり、事業分野別指針の策定権限移譲の受け皿として適切である。あわせて、経営力向上計画の認定を一体的に行うことにより、地域での一体的・総合的な事務執行が可能と考える。なお、平成29年に事業分野別指針策定は国(主務大臣)が行うものとして経営力向上計画の認定権限の都道府県知事への移譲を求める提案がなされているが、今回の提案は事業分野別指針策定権限と経営力向上計画認定権限の一体的な移譲を求めるものであること、移譲を求める先が都道府県ではなく、複数の府県・指定都市が加入し、区域に関西圏を包含する当広域連合であることから、平成29年の提案とは趣旨が異なるものである。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

広域連合に移譲する事により、全国一律の指針ではなく、地域自らが特徴を踏まえた中小企業の経営力強化に資する指針の効果的な策定等が可能となり、人材の受け皿となる地方の中小企業の体力強化が図られる。

また、複数府県に跨がるものの経営革新計画の承認権限の広域連合への移譲と合わせることで、地域での一体的、総合的な事務執行が可能となり、事業者等の利便性の向上が図られる。

## 根拠法令等

中小企業等経営強化法第16条、第17条、第18条  
経営力向上に関する命令第1条、第2条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

## 各府省からの第1次回答

・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画は、全国の中小企業等の経営力向上の支援を目的として、平成28年7月より制度を開始した。仮に事業分野別指針の策定や経営力向上計画の審査・認定に係る権限を貴連合に移譲する場合、制度の対象が貴連合に所属する2府6県4市の中小企業等に限られること、複数都道府県にまたがる広域連合が貴連合以外に存在しないことから、本制度を全国で統一的に運用し、全国の中小企業等の経営の向上を図ることが困難となるおそれがある。

また、事業分野別指針の策定や、当該指針を踏まえて作成される経営力向上計画の審査・認定を国で実施すべき理由については、以下のとおりである。

・事業分野別指針については、①事業環境の変化（景気回復により高付加価値な商品の需要が高まり、これまでの低コスト化から高付加価値化に商品構成や商品の内容を変化させる必要が生じた等）やその他の事情（政府としての政策的優先順位の変更等）により当該業種において取り組むべき経営力向上の内容に変化があった場合に変更するものとしていること、②関係省庁が緊密に連携しながら、優良事例の適宜の見直し等を含めたPDCAサイクルを実効性ある形で確立し、最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めることが、法案審議の際の国会附帯決議（第190回国会閣法第46号 附帯決議）でも求められたことから、全国レベルで事業環境や政策状況の変化を把握でき、事業分野ごとの汎用的な知見を有する各事業所管大臣が策定することが適当である。

・経営力向上計画については、上記のとおり最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めることが国会附帯決議で求められており、中小企業の生産性向上に関する最新の取組事例等を、国側で一次情報として常時把握する必要があることから、国が計画を直接審査・認定することが適当である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案の主旨は、中小企業等経営強化法の現行の運用スキームを前提としつつ、中小企業等が、地域の特性にも配慮された事業分野別指針を参照しながら経営力向上計画を策定できるようにすることにより、地域の中小企業等の経営力向上につなげようとするもの。

また、制度開始5年経過後も未だに事業分野別指針が策定されていない事業分野も存在することから、関西経済の強みを伸ばしたり、弱みを補ったりできる事業分野を中心に事業分野別指針を新たに策定し、当該事業者団体、経営革新等支援機関等と協力して当該事業を営む中小企業等に経営力向上計画の策定を促すことにより、本制度を活用する中小企業等の増加を図ることができると考える。なお、事業分野別指針が策定されていない分野でも、基本方針に適合すれば、経営力向上計画の認定は可能であるが、中小企業等の経営力を向上させ更なる成長を促すという目的を達成するためには、事業分野に特化した指針に照らして適切な経営力向上計画を作成し、実行することが、より効果的であると認識している。

権限移譲後は、国会附帯決議に鑑み、最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供しつづけるよう、国において現に行われている関係府省間及び各府省の本府省・地方支分部局間の連携と同様に、関西の中小企業等の生産性向上に関する最新の取組事例等の一次情報、関西地域の事業環境の変化等を速やかに把握して国と情報共有するとともに、国から他地域の一次情報、全国的な政策状況の変化等の情報提供を受けるなど、国との積極的な連携に努めていく。

経営力向上計画の審査・認定については、事務を担うために必要となる体制を確保しつつ、当広域連合が事業分野別指針の策定と一体的に運用することにより、関西地域におけるPDCAサイクルの実効性を確立できる。あわせて、上記の国との情報共有により、関西地域のためのみならず、全国の中小企業等の経営力向上への寄与に資することも可能。

以上を踏まえれば、中小企業等経営強化法に基づく事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定等に関する事務・権限を当広域連合に移譲することにより、中小企業者等の更なる経営力向上に向け、地域での一体的・総合的な対応が図られ、「中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資する」（同法第1条）ことができるものと考えており、是非とも前向きにご検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

### 【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○関西地域が首都圏に次ぐ規模の経済圏であり、関西経済の発展が地域経済に留まらず日本全体の国益に資するという観点から、いわば国家戦略特区のようなイメージで、関西地域に係る事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定に関する事務・権限を関西広域連合に移譲することを検討いただきたい。

○制度の全国統一的な運用及び PDCA サイクルの確立については、事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定に係る事務・権限を移譲した上で、国と事務・権限の移譲先とが密接に連携を図ることにより、担保することが可能ではないか。

○現状、国において事業分野別指針が策定されていない分野について、関西広域連合又は都道府県が当該分野に対応する指針を追加的に策定できるようにすることも検討いただきたい。

## 各府省からの第2次回答

事業分野別指針は、計画認定を行うに当たっての基準となるものであることから、認定を受けた全国の事業者間での不公平が起きないようにする観点から、国が当該事業を取り巻く事業環境を踏まえた全国大での事業分野別指針を策定することが適当である。また、国会の附帯決議（第190回国会閣法第46号附帯決議）においては、「関係省庁が緊密に連携しながら、優良事例の適宜の見直し等を含めたPDCAサイクルを実効性ある形で確立し、最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めること」とされているところ。

御指摘のとおり、現時点において、事業分野別指針が策定されていない事業分野も存在することから、策定の要望が強い事業分野については、当該事業を取り巻く事業環境も踏まえ、新たに事業分野別指針を策定することを検討する。

また、現在の計画認定業務の状況は、平成28年7月以降、令和3年3月末時点で120,131件を認定していることに加えて、貴連合の所管地域（8府県）においては、現時点で、毎月440件以上のペースでの新規認定業務があるほか、計画変更に係る審査業務も発生しているところ。

したがって、仮に計画認定に関する権限を移譲する場合には、標準処理期間である30日以内に処理することが必要であることに加えて、計画の審査には、業種ごとの専門的な知見が求められることから、これに対応するための十分な体制を構築していただく必要がある。

御要望を実現するためには上記の対応を踏まえた上で、法律改正まで必要となる。引き続き、これらのことを踏まえながら、検討していきたい。

## 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

### 5【環境省】

（9）中小企業等経営強化法（平11法18）

事業分野別指針（16条1項）に関し、当該指針が定められていない事業分野については、複数の都道府県が加入する広域連合及び都道府県の意見を踏まえつつ、新たに事業分野別指針を定めることについて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：警察庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

94

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

## 提案事項(事項名)

下水道法に基づく下水道の事業計画策定に係る国土交通大臣から環境大臣への意見聴取及び通知に関し、運用上地方公共団体が作成する資料の見直し

## 提案団体

愛知県

## 制度の所管・関係府省

国土交通省、環境省

## 求める措置の具体的内容

下水道法に基づく下水道の事業計画策定に係る環境大臣への意見聴取及び通知の手續に関し、運用上、地方公共団体が作成し、国土交通大臣に提出している書類について簡素化を求める。

## 具体的な支障事例

下水道法に基づく事業計画の策定又は変更の際には下水道管理者は国土交通大臣に協議又は届出をしなければならない。このとき、国土交通大臣は、原則として環境大臣に意見聴取又は通知をすることとなるが、そのために必要な資料については、運用上、下水道管理者である地方公共団体に作成が求められているのが実情である。

特に、「事業計画の内容資料」、「終末処理場におけるし尿投入計画表」及び「し尿処理及び汚泥処分全体計画表」は、国土交通大臣との協議で必要とされていないにもかかわらず、地方公共団体に作成が求められており、事務負担が発生している。

なお、上記資料を意見聴取において不要としなければ、実質的に地方公共団体に資料の作成が求められる現状は変わらないと思われるため、意見聴取に必要な書類自体を簡素化する必要があるものとする。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

下水道に関する事業計画の策定・変更の手續の簡素化により、地方公共団体の事務負担の軽減及び行政の効率化に資する。

## 根拠法令等

下水道法第25条の11第4項、第6項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、茨城県、千葉市、浜松市、名古屋市、田原市、徳島県、熊本市、沖縄県

○環境大臣への意見聴取及び通知の手續に必要な資料については、「下水道」に関する記載事項は少なく、特に「し尿処理」に関する記載内容が大半のため、各自治体のし尿処理担当部局との記載内容に関する調整に事務負担が生じることから、可能な範囲で簡素化を検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答

環境大臣への意見聴取では、保健衛生上の観点から、し尿等の処理状況、産業廃棄物たる下水汚泥の処理状況、下水道の普及に伴う浄化槽の整備状況の3点について主に確認を行っており、これらの確認事項は国土交通大臣との協議で求めている資料のみでは確認できない。  
下水道事業計画の変更は、し尿の処理にも影響を及ぼすと考えられ、下水道部局とし尿処理担当部局の調整は必要なものと認識しているが、意見聴取及び通知に必要としている資料の内容の簡素化については検討を進めてまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

保健衛生上の観点からするし尿の処理状況の確認は、下水道へ接続されるまでの間に、し尿処理施設に改築工事があると浄化センターで本来処理すべき能力分もし尿処理施設で余分に改築するおそれがあり、その重複投資を避けることを目的としていると考えられる。現状、し尿処理施設の改築の有無に関係なく同一の資料を作成しているが、改築の有無により資料を分け、改築がない場合は一部の資料を省略するなど、地方公共団体の負担が軽減されるよう、事務の簡素化等を検討して頂きたい。  
また、流域別下水道整備総合計画が定められている地域における下水道事業計画策定の場合、国土交通大臣は環境大臣の意見を聴取する必要はなく通知にとどまる。現状、通知の際にも意見聴取の際と同一の資料を作成しているが、地方公共団体から環境大臣に意見を聴取するものではなくかつ本来国土交通省において行う通知であるため、地方公共団体においての資料作成を不要とすることを検討して頂きたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

**【全国知事会】**  
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

様式の簡素化については、保健衛生上の観点から確認すべき最低限必要な項目のみになるような様式の見直しや、確認すべき最低限必要な事項を指定し、それが確認できる資料であれば様式は問わないとする見直し等を検討している。  
環境省では、国土交通大臣から通知があった場合にも、し尿等の処理状況、産業廃棄物たる下水汚泥の処理状況、下水道の普及に伴う浄化槽の整備状況について、保健衛生上の観点から確認を行っているため、最低限必要な項目が記載された資料については提出いただく必要があると考える。

## 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

**5【環境省】**  
(3)下水道法(昭33法79)  
(i)公共下水道又は流域下水道の事業計画に関する意見聴取又は通知(4条3項若しくは5項又は25条の23第4項若しくは6項)に当たり、地方公共団体が行う事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、提出書類を簡素化するなど、運用の改善を図る。  
(関係府省:国土交通省)  
[措置済み(令和3年11月26日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)]

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

98

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

## 提案事項(事項名)

特定施設設置者によるダイオキシン類の汚染状況の自主測定結果に係る都道府県知事への報告の廃止

## 提案団体

群馬県、福島県、茨城県

## 制度の所管・関係府省

環境省

## 求める措置の具体的内容

特定施設設置者によるダイオキシン類の汚染状況の自主測定結果に係る都道府県知事への報告の廃止

## 具体的な支障事例

大気汚染防止法等でも、自主測定実施の義務づけはあるが、本法のみ結果の報告義務があり、事業者の負担となっている。

都道府県にて集計及び公表することは形式的な事務に留まり、関与する実益が無く、自主測定結果の取りまとめ、公表資料の作成等作業が職員の負担となっている。

自主測定結果の報告義務が、今後も国民に対する情報提供として必要であれば、国が進めている事務手続き電子化の一環で、PRTR 法のように電子で直接国に報告し、だれでも容易に確認できるシステムとして欲しい。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県及び事業者の事務負担を軽減できる。

## 根拠法令等

ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条第 1 項～第 4 項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、宮城県、山形市、豊田市、寝屋川市、大分県、宮崎県

○都道府県及び事業者双方の事務負担を軽減のためには、報告・公表規定自体をなくすことが望ましい。

## 各府省からの第 1 次回答

事業者による測定結果の都道府県等への報告及び都道府県等（都道府県及びダイオキシン対策特別措置法施行令において定める市。以下同じ。）による公表は、事業者による排出抑制の実施のインセンティブを与えるとともに、施設周辺住民の安心を確保するためにも、継続して実施する必要があると考えている。また、都道府県等は、事業者からの測定結果の報告を基に、事業者による測定が実施されていない、測定結果が都道府県等へ報告されていない又は測定結果が排出基準を超過しているといった事業者に対して指導を行っている。令和元年度には、稼働している大気基準適用施設（6,680 施設）のうち、未測定・未報告が 503 施設、排出基準超過が 52 施設あり、稼働している水質基準適用事業場（522 事業場）のうち、未測定・未報告が 23 事業場、排

出基準超過が1事業場あったところ。このような状況を踏まえると、引き続き、ダイオキシン対策に取り組む必要性は高く、当該報告・公表を廃止すべきではないと考えている。また、事業者からの測定結果の報告先については、事業者による測定の未実施、都道府県等への未報告又は排出基準超過に対して適切な指導が実施できるよう、同法に基づく指導監督権限を有する都道府県等とすることが適切と考えられる。

その上で、地方公共団体が行う事務の効率化・負担軽減は重要であると考えており、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月18日)及び「環境省デジタル・ガバメント中長期計画」(平成30年6月18日)に基づき、現在国において測定結果の報告に関する電子システム構築について、令和6年度運用開始を目指し検討を進めているところ。これにより、都道府県等の測定結果の受付、測定結果の公表及び立入検査に係る負担軽減並びに事業者の測定結果の報告に係る負担軽減が図れると考えている。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ダイオキシン類の排出量は平成9年と比較して99%減少し、全国的に環境基準も十分達成している。法に基づき定められた削減計画(我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画)において定められた目標量も十分達成している(H24.8策定目標量176g-TEQ/年:令和元年度101g-TEQ/年)。

また、法施行後、適切な施設の維持管理の指導等が行われたことに加え、特定施設数が減少し、施設周辺住民からの苦情もなく、環境基準が達成されている状況であり、安心が十分確保されていると考えられる。

今後も、ダイオキシン類対策に取り組むことは必要と考えられるが、定期的な立入検査により、未測定や基準超過の状況を把握することは十分可能である。

そのため、都道府県等への自主測定結果の報告を求めている他の公害法令と同様、ダイオキシン類についても、都道府県等が自主測定結果の報告受理・公表に関与しないとしても支障はないと考えられる。

なお、国において今後も、ダイオキシン類の自主測定結果の収集が必要であれば、構築を検討されている電子システムでは、スマートフォン等でも利用できるようなアクセシビリティが高いシステムとしていただくとともに、報告項目数の絞り込みや共通様式の取り込み機能、施行状況調査機能等を設けることで都道府県等及び事業者に対し可能な限り簡便で分かりやすいシステムとしていただきたい。

また、電子システムにより、いつでもどこでもだれでも測定結果を容易に閲覧することが可能となれば、遅くともそれ以降は、都道府県等による測定結果の公表の義務付け事務に係る法律上の規定を存置する必要性はないのではないか。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

**【全国知事会】**  
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○新たに電子システムによる報告が可能になるのであれば、法律上の報告及び公表義務は不要ではないか。  
○未報告・未測定の事業者を把握するために都道府県への報告を義務付けているのであれば、都道府県が自ら電子システム上で監視すれば十分ではないか。

#### 各府省からの第2次回答

ダイオキシン類対策特別措置法第28条4項の公表義務については、一律の義務から努力義務とすることについて検討したい。

ダイオキシン類の排出抑制対策について、近年環境基準は達成されているが、一部施設においては排出基準を超過している状況である。また、現行においては、事業者による測定結果が公表されていることから、ある程度住民の安心が確保されていると考えられるが、測定結果の公表が実施されなくなった場合においても同様に地域住民の安心が確保出来るかは不明確である。このような状況を踏まえ、当該公表については、都道府県等が地域の实情に応じて実施することについて検討したい。

電子システムについては、次年度からシステムの構成を検討するための調査事業に着手する予定である。今後、様々な関係者の意見を踏まえて利便性も考慮した設計としたいと考えている。



ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条3項に規定される報告義務については、令和元年度における状況の調査においても多数の施設で未報告(大気 503 施設、水質 23 施設)、基準超過(大気 52 施設、水質 1 施設)といった法令違反が認められていることから、今後も的確な指導が必要である。この指導に資するため、報告義務を削除することは不相当である。また都道府県等において、未報告の施設や基準超過の報告があった施設を対象に立入検査を実施するなど、効率的に立入検査を実施するためにも、当該報告は必要と考えられる。事業者からの測定結果の報告先は、行政指導等の指導監督権限を有するところであるべきであり、測定結果の公表する主体は事業者から報告を受けた主体が実施すべきと考える。電子システムはあくまで手続きの手段であることから、法制的な観点で事業者への指導監督権限を有する都道府県等が事業者から測定結果の報告を受け取り、また報告を受けた都道府県等が報告内容について公表することとされている現行制度を維持すべきと考える。

#### 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

##### 5【環境省】

(10)ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105)

(ii)大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者がダイオキシン類による汚染の状況についての測定を行ったときの都道府県知事等への結果報告義務(28条3項)及び当該報告を受けた都道府県知事等による結果公表義務(28条4項)については、令和6年度に運用開始を予定している電子システムの在り方を踏まえつつ、事務負担を軽減する方向で検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

106

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

下水道事業計画の軽微な変更の範囲に関する見直し

提案団体

熊本市

制度の所管・関係府省

国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

公共下水道の事業計画について、予定処理区域を変更する場合であっても、その変更する面積の範囲が狭小であるときは、下水道法施行令第5条の2で定める軽微な変更該当するものとして、国土交通大臣への協議等を不要とするように事務の簡素化を求める。  
仮に、現在でも国土交通大臣への協議等が不要な場合は、その旨を明確化することを求める。

具体的な支障事例

当市が管理する公共下水道の事業計画(以下「下水道事業計画」という。)の予定処理区域(約 10,000ha)に隣接する住宅地があり、その住民から当市の公共下水道へ接続したいとの申出があったことを受け、下水道事業計画を変更して予定処理区域を 0.4ha 拡大し、管渠布設を行った。  
本事例においては、予定処理区域の変更として下水道法施行令第5条の2第1号に該当すると考え、下水道法第4条第6項で準用する同条第2項に基づき国土交通大臣との協議を行い、その手続に約 1.5 か月の時間を要した。  
予定処理区域の面積を数 ha 程度拡大や縮小することは、下水道事業計画の大きな変更ではなく国土交通大臣との協議等を行う必要性はないと考えられるが、予定処理区域の面積の変更の場合は一律に協議が必要とされているため、職員にとって大きな負担となっているだけでなく、公共下水道の早期整備を望む市民にとっても支障が生じている。  
下水道事業計画の変更に係る国土交通大臣の関与については、過去の地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえ、認可から同意のない協議とされているが、本事例のように他の市町村と接しない土地を予定処理区域に加える場合など関係地方公共団体との利害調整が発生しない場合には協議等も不要とし、手続きの簡素化を図ることが可能と考える。  
したがって、このような予定処理区域の面積の変更については軽微な変更と整理し、事務を簡素化すべきである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

下水道事業計画の変更手続を簡素化することで、下水道管理者の事務負担を軽減するとともに、下水道工事への早期着手が可能になり、住民サービスの向上につながる。

根拠法令等

下水道法第4条、第5条  
下水道法施行令第4条の2、第5条の2  
下水道法施行令第5条の2及び第17条の9に定める協議等を要しない事業計画の軽微な変更の取扱いにつ

いて(平成 27 年 11 月 19 日事務連絡)

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、富山市、福井市、名古屋市、稲沢市、田原市、京都市、広島市、徳島県

○当市では、宅地・事業地等の建設に伴い、下水道事業計画（以下「事業計画」という。）の変更を毎年行っている状況である。当市の事業計画の変更は県の協議で完了するものの、期間は3か月程度要しており、早期整備を望む市民への支障、及び職員の事務負担になっている。現在の下水道法施行令第5条の2では、一律に「予定処理区域の変更」を伴うものは事業計画の変更となっているが、軽易な変更内容を明確に定めていただき、微小な区域の変更は事業計画の変更を要しないなど、手続きの簡素化をすべきである。

○本件と同様に重要な変更として規定されている国土交通省令で定める主要な管渠の配置について、道路の改良工事に伴い配置が変更となる際にも配置が局所的ではないことから変更の対象となり、図書の作成に費用を要したことに合わせ、手続きに時間を要し、道路の改良工事に影響を及ぼす形となった。そのため、局所的ではないものの同一路内における配置変更は軽微な変更であると考えられるため、大幅な変更とならないものについては重要な変更とは該当しないよう範囲の見直しをお願いしたい。

#### 各府省からの第1次回答

下水道事業計画に定めるべき事項に係る変更のうち、国土交通大臣又は都道府県知事への協議を要する変更（軽微な変更該当しないもの）について、下水道法施行令第5条の2各号に整理されている。

これは、下水道法施行令第5条の2各号に掲げる変更が、下水道事業を実施するにあたって特に重要となる、下水の放流先に水質等の観点で影響を及ぼすものや私人の利益との調整を図る必要があるものの変更であり、関係自治体、私人等への影響が大きいことから、下水道管理者が当該変更を行う場合には、その妥当性を、下水道整備に関する知見を有する国土交通大臣等が客観的見地から確認する必要があるためである。ご提案に係る予定処理区域については、排水施設及び終末処理場の配置及び能力に相応している必要があり、また、予定処理区域内の私人に対しては、排水設備の設置や使用料の負担等、種々の義務又は制限が課されることから、予定処理区域の変更は、その程度に関わらず、私人等への影響が大きい。

そのため、下水道管理者が予定処理区域の変更を行うにあたっては、変更する予定処理区域の面積等に関わらず、国土交通大臣又は都道府県知事への協議に係らしめ、国土交通大臣等が当該変更の妥当性を確認する必要がある。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市事例(A=0.4ha)については、計画汚水量の増加が極めて少ないことから、排水施設及び終末処理場の配置及び処理能力を変更する必要はなく、下水道管理者である市町村が判断することが可能である。

また、整備予定区域に隣接した限定的な区域であり、当該区域内の住民の方々に対して下水道供用開始後の「下水道への接続義務」、「受益者負担金」、「下水道使用料」等について説明を行ない、了承いただいた上での区域の変更であることから、国土交通大臣等による確認は不要であるとする。

当市事例の様に追加する予定処理区域が限定的で、その他の区域と明確に分離され、かつ、私権の制限に対し十分な理解を得られる予定処理区域の境界を変更する場合、国土交通大臣への協議等が求められることは非効率的であり、軽微な変更として整理できるよう引続き検討していただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【富山市】

主要な管渠の配置については、下水道以外の他事業（道路改良）による同一路内での変更の際には、放流先の水質等や私人の利益とは無関係であり、重要な変更には該当しないように考えられるため、改めての関係府省からの回答を求めたい。

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

公共下水道事業計画の変更に係る手続きについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去 10 年間で約 1.5 倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○国又は都道府県との協議が必要な理由については、関係地方公共団体や私人等への影響が大きくその妥当性を国等が確認する必要があるとの説明であるが、私人との利害調整は国ではなく下水道管理者が自らの責任において行っているものであり、国等との協議を許容する理由にはならないのではないかと。国等との協議の要否は、利害関係人への意見の申出機会の付与とは切り離して検討すべきではないかと。

○同様に、変更する面積が狭小であって、他の市町村に影響することが考えられない地点に位置する土地について、これを予定処理区域に加える場合等に関しては、関係地方公共団体への影響を考慮する必要はないのではないかと。

○予定処理区域の面積を変更する場合において、例外なく全ての場合に国等との協議を要する現行制度は過大な関与ではないかと。管渠能力や処理場の施設能力への影響がない場合や他の市町村と接しない土地を予定処理区域に加える場合等、関係地方公共団体との利害調整を行う必要がない場合は、国等との協議等を不要とするよう、2次ヒアリングまでに積極的に検討いただきたい。

## 各府省からの第 2 次回答

下水道事業を実施するにあたり、放流先の水質等に影響を及ぼす項目についての変更は特に重要であり、下水道管理者が当該項目について変更を行う場合には、その妥当性を（下水道整備に関する知見を有する国土交通大臣等が）客観的見地から確認する必要がある。

一方で、今回ご提案いただいた予定処理区域をわずかに拡大する場合で、下水道事業計画の変更が、既存計画における管渠や処理場の配置・能力等に影響しないものであれば、下水道事業計画の変更の際に国等が協議を行わなかったとしても、放流先の水質等への影響が及ぶなどの特段の問題は生じないものと考えられる。

よって、予定処理区域のみの下水道事業計画の変更で、既存計画における管渠や処理場の配置・能力等に影響しないものについては、軽微な変更該当するものとして、国土交通大臣等への協議を不要とする方向で検討することとしたい。

なお、このような場合にあっては私人等への影響は考慮する必要があることから、軽微な変更であっても変更に係る予定処理区域を公示し、利害関係人に意見を申し出る機会を与えなければならないものとする方向で検討することとしたい。

また、追加提案団体からご提案いただいている、同一路内での主要な管渠の配置の変更については、同一路内が同一の建築基準法第 42 条に規定する道路内を示す場合は、軽微な変更としているところである（下水道法施行令第 5 条の 2）。

## 令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 3 年 12 月 21 日閣議決定）記載内容

### 5【環境省】

#### (3) 下水道法(昭 33 法 79)

(iii) 公共下水道の事業計画の変更(4条6項)のうち、予定処理区域のみの変更で、当該変更前の計画における管渠や処理施設の配置・処理能力等に影響しないものについては、令和 4 年中に政令を改正し、国土交通大臣等への協議を不要とする。

(関係府省：国土交通省)

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

125

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

国立公園の公園計画の決定等に係る手続きの簡素化等

提案団体

長野県、岩手県、福島県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

国立公園の公園計画については、自然公園法第7条第2項の規定により、都道府県知事の申出により環境大臣が決定することとされているが、一連の手続きが非常に煩雑である。  
公園計画の決定等に係る一連の手続きについて簡素化(具体的には通知で「都道府県を経由することになっている環境省原案の国の関係地方行政機関への協議」は環境省で直接行うなど)していただきたい。

具体的な支障事例

国立公園の公園計画については、自然公園法第7条第2項の規定により、都道府県知事の申出により環境大臣が決定することとされているが、右記通知により、申出を行う都道府県が計画策定に必要な自然環境調査や計画素案の作成等を行うこととされ、実質的に都道府県が計画を策定している実態にある。  
公園計画の決定等に係る一連の手続きで、環境省に申出する都道府県案の作成過程で都道府県が国の関係地方行政機関から意見聴取しているにも関わらず、申出後の環境省原案の国の関係地方行政機関への協議が都道府県を経由して行われており、都道府県における手続きが煩雑になっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

手続きが簡素化され、行政事務の効率化に資する。

根拠法令等

自然公園法第7条第2項、「国立公園の指定及び公園計画の決定等について」(平成25年5月17日環自国発第1305175号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

茨城県、静岡県、大分県、宮崎県、沖縄県

—

各府省からの第1次回答

今般都道府県からの手続きが煩雑であるという提案を受け、当該通知について、令和3年度中に改正し、環境省原案の関係地方行政機関への協議は都道府県を経由せず、環境省で実施する方向で検討したい。(現行の手続きにメリットがあると考えている都道府県もあり得るため、提案県以外の都道府県の意見も聴いた上で判断

したい。)

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国定公園の公園計画の決定等に係る現行の手続きは、まず都道府県において国の関係地方行政機関に意見聴取を行った上で都道府県案を作成し、環境省に申出を行うことになっている。  
環境省は、申出を受けて環境省原案を作成し、都道府県を経由して国の関係地方行政機関へ協議を行うことになっているが、都道府県から見れば、都道府県案作成時に既に国の関係地方行政機関に意見聴取を行っているものであり、また、この協議の経由に当たって都道府県が意見を付す機会はなく、単に経由するだけであって、この経由は全く不要な手続きであると考えられる。  
今回、環境省原案の国の関係地方行政機関への協議は、環境省において実施する方向でご検討いただけるとのことであり、ぜひ実現していただけるようお願いしたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

**【全国知事会】**  
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

第一次回答のとおり、対応していく。

#### 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

**5【環境省】**  
(2)自然公園法(昭32法161)  
環境大臣が国定公園の指定(5条2項)若しくは区域の拡張(6条2項)又は公園計画の決定(7条2項)若しくは変更(8条2項)をしようとする場合における関係行政機関の長への協議(67条1項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、都道府県を経由せず実施することとし、その旨を都道府県に令和3年度中に通知する。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

163

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画における第二種特定鳥獣管理計画との統合等

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の採択要件とされている「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」について、「第二種特定鳥獣管理計画」と統合するなど、規定を見直すこと。

具体的な支障事例

## 【現行制度】

鳥獣保護管理法第7条の2では、生息数が著しく増加し、または生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合、「第二種特定鳥獣管理計画」を策定できると規定されており、当県も同計画を策定し、ニホンジカ及びイノシシの管理を図っている。

また、同法第14条の2により、「第二種特定鳥獣管理計画」に基づく「指定管理鳥獣捕獲等事業」を実施するときは、指定管理鳥獣(ニホンジカ・イノシシ)の種類ごとに「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を定めるとされ、当県では、ニホンジカに関して同計画を策定している。なお、「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金」の採択要件として、同交付金実施要綱で「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を既に策定していること」と規定されている。

両計画の一般的な違いとして、実施期間について、基本指針により「第二種特定鳥獣管理計画」は原則として3～5年間程度とされている一方、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」は、原則として1年以内と規定されている。このため、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」については、毎年度策定する必要がある。

## 【支障事例】

上記のとおり、「第二種特定鳥獣管理計画」とは別に、毎年度、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を策定する必要があり、過大な負担が生じている。具体的には、毎年度の計画案の策定、利害関係人(林野庁や猟友会等)からの意見聴取、関係地方公共団体との協議を実施することが義務付けられている。また、鳥獣の管理を図るための計画として、管理計画と実施計画が存在するため、計画体系としても分かりづらい。

## 【懸念の解消策】

「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を策定している場合は、当然に当該指定管理鳥獣に関する「第二種特定鳥獣管理計画」を策定していることから、別に実施計画を定めなくとも管理計画で同内容を規定することは可能と考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

鳥獣の管理を図るために策定する管理計画及び実施計画が一本化され、計画体系が分かりやすく整理される。また、毎年度、実施計画を策定する必要がなくなり、行政の合理化も図られる。

根拠法令等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2、第14条の2

指定管理鳥獣捕獲等事業交付金実施要綱、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、茨城県、京都府、高知県

○直近の被害発生状況や生息数などにより、実施の判断や対象区域の見直しなどが必要なこともあるため、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を毎年度定めるかどうかについては、各県等の実情に応じて柔軟な対応が可能な形が望ましい。

○当県においても、ニホンジカについて指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定しており、1種だけでも策定にかかる事務は大きな負担となっている。

#### 各府省からの第1次回答

ニホンジカ及びイノシシについては、個体数及び捕獲頭数が年によって変動し、当初設定した捕獲目標を達成できない場合もあり、計画的な管理を進めるためには、捕獲実績を基に次年度の捕獲目標頭数を見直すなど、順応的な見直しが重要となる。このため、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画では、指定管理鳥獣の生息状況及び捕獲数を把握するとともに、個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測を行い、次年度の捕獲目標頭数を設定するなど、科学的知見を踏まえながら幅広い関係者の合意を図りつつ捕獲等の目標及び同事業の内容を定めることとしている。

以上のようなことから、鳥獣保護管理法第3条に基づく「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成28年環境省告示100号）」では、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間を原則として1年以内としているが、同基本指針では、「実施期間については、対象鳥獣の生態や地域の実情等に応じて適切な期間を設定し、必要に応じて年度をまたぐことや1年を超えることも想定される。また、原則として第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で設定する。」こととされており、現行制度においても、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の実施期間は、都道府県の判断により、第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で設定することが可能である。

また、現行制度では、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画において定めることされている事項を第二種特定鳥獣管理計画において定めることは妨げておらず、都道府県において、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目的を達成することが可能と判断されるのであれば、現行制度においても、第二種特定鳥獣管理計画と指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を統合して定めることは可能である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行規定により対応可能である旨の回答をいただいたが、以下により、対応できないと考える。

実施計画の期間について、平成29年の国通知で1年を「一定程度」超える計画を策定出来るとされているが、同通知では1年を超える計画の事例が具体的に示され、本事例に該当しない場合は国へ相談することが求められており、都道府県の判断で期間を設定することが可能であると解釈することは困難と考える。

両計画の統合については、現行制度においても、実施計画で定めることとされている事項については、特定計画においても当然に定めていることから、期間の齟齬が無いのであれば特定計画で実施計画の目的を達成することは可能であり、別に法で実施計画の策定に関する規定を設ける理由がない。

また、両計画を統合して定めることが可能との回答については、法で、実施計画の策定が義務付けられている以上、特定計画とは別に、指定管理鳥獣ごとの実施計画を策定しなければならないことには変わりはなく、実質的な意味での統合ではなく、別々の計画が併存しているだけである。

指定管理鳥獣の生息個体数及び捕獲頭数が年度によって変動し、捕獲目標頭数を見直す必要がある年度があることは理解するが、その場合でも毎年度実施計画を策定する必要性に乏しく、関係者の合意を図った上で特定計画を変更出来ることが担保されれば、法の目的は達成出来ると思う。

また、指定管理鳥獣の順応的な管理を行うために、両計画を統合できるとしても、複数の計画を策定しなければならないことは事務負担の過大となり、順応的な管理のために計画を変更しなければならない事由が生じた場合は、中期計画である特定計画を必要に応じて変更していく方が、より順応的な管理が可能であると思う。

捕獲目標を達成せずに漫然と計画を変えない都道府県に対しては、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の実績報告をもとに、個別に当該団体に対して、しかるべき技術的な助言等を行えば足りるのであって、すべての都道府県に毎年度の計画を義務付けるのは、合理的ではない。



以上により、実施計画に関する規定を廃止し、特定計画において指定管理鳥獣捕獲等事業を実施すると位置付けるよう、規定を見直していただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画及び第二種特定鳥獣管理計画を一体的に策定することが可能である旨を法令で明確に規定すること。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○「第二種特定鳥獣管理計画」と「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」について、一次回答において統合が可能であることをお示しいただいたが、その旨法令上明記すべきではないか。

#### 各府省からの第2次回答

第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）は、シカやイノシシ等の獣種ごとに、その生息数の減少や生息域の範囲の縮小を目的として、生息状況等の調査等を行った上で、都道府県や市町村等が行う計画的な捕獲に係る目標や狩猟に係る規制緩和等を定めた、概ね3～5年間の中長期的な期間で定める総合的な管理計画である。

一方、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（以下「実施計画」という。）は、特定計画の捕獲目標を達成するため、都道府県が行う捕獲の具体的な計画であり、前年度の捕獲実績を検証し、PDCAサイクルを回しながら、機動的、効果的な捕獲となるように原則として1年ごとに見直しを行う計画である。よって、両計画は、期間、目的、内容等も異なっている。

特に、ニホンジカやイノシシ等は、自然増加率が高く、環境変化により生息頭数の年変動も大きいという特徴を有する。そのため、都道府県においては、特定計画の目標達成に向けて専門家などの科学的知見を踏まえ、1年ごと等の一定のサイクルで目標の達成状況を評価、検証し、実施計画の見直しや修正を行うことが必要である。このように効果的な捕獲等を行うために両計画が役割分担して互いに補完しながら機能していることから、実施計画の規定を廃止することはできない。

なお、提案団体からご指摘の平成29年の通知については、「地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）」を踏まえ、必要に応じて年度をまたぐ計画や1年を一定程度超える計画が策定可能であることを都道府県に示したものであるが、本通知も上記のように実施計画の短期的な見直しの必要性を前提としている。

ただし、計画的な個体群管理を行っている都道府県において、PDCAサイクルを回し、必要な見直しを行うことを前提にするならば、現行制度においても、特定計画と実施計画をまとめて定めることは可能と考えている。

今後、都道府県の事務負担をより一層軽減するため、指定管理鳥獣捕獲等事業に係る計画の様式の簡略化、記載事項の省力化に努めていきたい。

なお、ご提案のように、他の関連する計画の一部に組み込むことができる旨を法令上明記することについては、提案募集検討専門部会における一次ヒアリングにおいて、委員からの「地方分権一括法でやっていただければよい」とのご発言があったことを踏まえ、地方分権一括法による措置が法制上可能かどうか、内閣府地方分権改革推進室で検討中と承知しており、状況を注視してまいりたい。

#### 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

##### 5【環境省】

(13)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)

(i)第二種特定鳥獣管理計画(7条の2第1項。以下この事項において「管理計画」という。)については、以下のとおりとする。

・指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画(14条の2第1項。以下この事項において「実施計画」という。)

管理計画は、一定の条件を満たす場合には、一体のものとして策定し、都道府県がその実情に応じて管理計画の計画期間内で実施計画の計画期間を設定することも可能であることを明確化し、都道府県に通知する。

[措置済み(令和3年12月10日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡)]

(ii) 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する計画については、都道府県の事務負担を軽減するため、様式の簡略化や記載事項の省力化を検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

164

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

第二種特定鳥獣管理計画の意見聴取手続きに関する規定の見直し

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

鳥獣保護管理法において、「第二種特定鳥獣管理計画」の策定に当たって、環境審議会の代わりに鳥獣管理の有識者からの意見聴取を可能とすること。

具体的な支障事例

## 【現行制度】

鳥獣保護管理法第7条の2では、生息数が著しく増加し、または生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合、「第二種特定鳥獣管理計画」を策定できると規定されており、当県も同計画を策定し、ニホンジカ及びイノシシの管理を図っている。

また、同条第3項により鳥獣保護管理事業計画の規定(同法第4条第4項)が準用され、計画策定に当たり自然環境保全法第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聞かなければならない。

## 【支障事例】

当県では計画策定に当たり「環境審議会」の意見を聴取することとなるが、「環境審議会」は特定鳥獣の個体数管理や捕獲等に関する「有識者(鳥獣管理に関する学識経験者、狩猟者等)」等が少ない委員構成となっており、必ずしも当審議会での審議にはそぐわないものとなっている。

また、「環境審議会」からの意見聴取に加えて、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」において、学識経験者等から構成される検討会等の設置及び意見聴取を事実上義務付けており、過大な負担となっている。

## 【懸念の解消策】

実質的には、指針を根拠とする検討会の構成員である学識経験者等によって具体的な提案が行われており、法の本来の趣旨は充足している。

また、本計画の上位計画である「鳥獣保護管理事業計画」においては、引き続き「環境審議会」での調査・審議が行われるため、本計画と県全体の環境保全及び自然保護の方針との整合性は図られる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

計画の対象(イノシシ、シカ等の特定鳥獣)に即した「有識者」の意見を計画の策定に反映しやすくなり、より計画が特定鳥獣の保護管理の実態に即したものとなる。

根拠法令等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第3項  
鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、茨城県、栃木県、静岡県、京都府、大阪府、高知県

○当団体においても、国が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」を踏まえた本団体の指針に基づき、シカ管理計画の運用や改定案の検討に当たっては、シカに関する専門的な知見を有する学識経験者や地元市町村等からなる「シカ管理計画検討会」を設置しており、法の規定により諮問する「自然環境保全審議会（本審議会及び鳥獣部会）」での手続きとあわせ、大きな負担となっている。  
○当県においても、学識経験者を含めた検討会を開催しており、環境審議会メンバーとも重複している状況である。

## 各府省からの第1次回答

自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条の規定により置かれる都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制機関（以下単に「合議制機関」という。）は、同条第2項に基づき、「温泉法（昭和23年法律第125号）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。」こととされており、第二種特定鳥獣管理計画の作成に当たっても、鳥獣保護管理法第7条の2第3項において読み替えて準用する同法第4条4項に基づき、合議制機関の意見を聴かなければならないこととされているところである。このため、御指摘の都道府県が設置する検討会等が合議制機関として認められるものであれば、環境審議会の意見を改めて聴取する必要はなく、都道府県知事の判断により、現行制度においても提案事項は実施可能であり、この旨は今後周知していきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行制度により対応可能である旨の回答をいただいたが、以下により、対応できないと考える。  
「検討会等が合議制機関として認められるものであれば、環境審議会の意見を改めて聴取する必要はない」とのことだが、合議制機関として認められるためには、自然環境保全法の規定上、その設置について条例で定める必要がある。  
現に環境審議会という自然環境保全法上の合議制機関が存在しているにもかかわらず、環境審議会での意見聴取を不要とするために、条例で新たな合議制機関を創設することは、基本指針において検討会や連絡協議会の設置を求めていることと整合しないとともに、行政機関の合理化、簡素化の要請にも反している。また、検討会等は、知事の諮問に応じ自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するという、自然環境保全法で規定する合議制機関に求められる役割に沿ったものとは考えられない。  
したがって、検討会等が合議制機関として認められるものとするのは適切でないと考えられ、引き続き環境審議会、検討会の両方で意見を聴取する必要があり、過大に事務負担を生じさせる状況は変わらない。  
そもそも、環境審議会の性質上、特定鳥獣の個体数管理や捕獲等に関する有識者が手厚い委員構成とすることは困難であるため、第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）に係る審議はそぐわないと考える。  
環境審議会内に鳥獣部会を設置するとしても、部会では鳥獣全般に関する諸問題を審議することとなり、特定鳥獣であるニホンジカ・イノシシの有識者が少ない状況が根本的に解消されないおそれがある。  
当県では、ニホンジカに関して特定計画の目標値を上回る捕獲実績を達成し、その結果、近年推定生息数が減少傾向に転換することとなり、合わせて農業被害の減少の効果が表れ始めた。これは、これまでニホンジカの生態だけではなく、当該生息域での行動を把握できる立場にいる委員からの提言等によるところが大きい。例えば、対象森林の管理者や当該地域での狩猟者のような、合議制機関等が想定するよりも、具体的かつ即地的な提言を行う者が実際には委員として実効性のある提言ができる。  
検討会では、特定鳥獣の有識者である委員によって具体的な提案がなされており、特定鳥獣の実態に即した特定計画の策定が可能となっており、法律の趣旨は充足している。条例で定められた「合議制機関」ではないことから、特定鳥獣に関する新たな問題が発生した場合、その問題の専門家に委員として入ってもらうなど、実態に応じた委員構成に柔軟に変更することが可能であり、環境省が繰り返し求めている、より順応的な管理にも資するものとなっている。  
したがって、検討会が自然環境保全法上の「合議制機関」であることで環境審議会の意見聴取を不要とする要件とする必要性は乏しいと考えられ、現行の検討会が「合議制機関」であるか否かにかかわらず、環境審議会の代わりに検討会等の鳥獣管理の有識者からの意見聴取で足りることとなるよう、法律の規定を見直していただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

### 【全国知事会】

第二種特定鳥獣管理計画の策定に関わる手続の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止又は「できる」規定化若しくは努力義務化するべきである。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○検討会等及び自然環境保全法に定める合議制機関の両方に諮ることは地方公共団体への過大な負担となっている。計画策定に当たっては、鳥獣の保護管理に関する専門家などからなる検討会等に意見聴取すれば足りることとすべきではないか。

## 各府省からの第2次回答

第二種特定鳥獣管理計画は、都道府県において、鳥獣の生息状況等を勘案して当該鳥獣の管理を図るために定める総合的な計画であり、その計画の策定・変更に際しては、審議会その他の合議制機関（以下単に「合議制機関」という。）への意見聴取を行うこととしている。

合議制機関は、普通地方公共団体の行政組織の一環をなすものであることから、行政部内における任意の判断に依拠することなく、条例に基づいて均衡ある組織・運営が定められる必要がある。そのため、合議制機関への意見聴取を行う趣旨としては、合議制機関の議を経ることにより、地域の関係者や専門家との幅広い合意形成を図るためである。

なお、当該計画の達成を図るため必要があるときは、都道府県知事は、地域の実情に応じて、狩猟期間の延長など、環境大臣が定める狩猟に係る規制の緩和等を行うことが可能とされている（法第14条）。その場合も、こうした合議制機関の意見聴取をした上で行うこととされているのは、地域の関係者や専門家との幅広い合意形成を図る観点からである。

また、提案団体における環境審議会においては、委員の構成等が特定鳥獣の調査・審議に「そぐわない」ものとなっているとのこと。

しかしながら、特定鳥獣の調査・審議に即した部会等の組織の設置や委員の選定等について、提案団体の現行の条例においては、都道府県知事に委任されており、行政機関の合理化・簡素化の観点も踏まえつつ、柔軟に対応することが可能となっている（既に多くの都道府県でそのように対応している（※））。さらに、環境省において「鳥獣プロデータバンク」における「鳥獣保護管理プランナー」を紹介することが可能である。

（※）審議会の下に部会を設置している例が、現在37都道府県において確認されている。また、そのうち鳥獣関係の審議をより専門的に実施できるよう「鳥獣部会」又は「野生生物部会」等として、一定程度の専門性を持つ部会としている例が、23都府県において確認されている。

## 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

### 5【環境省】

(13)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)

(i)第二種特定鳥獣管理計画(7条の2第1項。以下この事項において「管理計画」という。)については、以下のとおりとする。

・管理計画を策定するに当たり自然環境保全法(昭47法85)51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関(以下この事項において「合議制機関」という。)の意見を聴かなければならないとされていること(7条の2第3項において準用する4条4項)については、管理計画に関し別途設置される検討会等を合議制機関の下に部会等を設置することで代替するなど、都道府県の判断で柔軟に手続の簡素化・合理化を図ることが可能である旨を明確化し、都道府県に通知する。

[措置済み(令和3年12月10日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡)]

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

170

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視の測定局地点数の算定方法の見直し

提案団体

埼玉県、熊本県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

「ダイオキシン類特別措置法第26条の規定に基づく大気中のダイオキシン類による汚染状況の常時監視に関する事務の処理基準について」に定められた望ましい測定局地点数の水準について、「環境濃度レベルに対応した測定地点数」に関する係数に関して、都道府県の裁量により、地点数を見直すことができるようにすること。

具体的な支障事例

## 【現行制度】

ダイオキシン類対策特別措置法において、都道府県は大気及び水質のダイオキシン類による汚染状況を常時監視し、その結果を国に報告することが規定されている。都道府県は、国の事務処理基準に基づき、常時監視のための望ましい測定地点の数の水準を決定し、国へ報告することが求められている。(令和2年度の県内測定地点数(大気):22(うち県実施分15地点))

## 【支障事例】

現在の大気中のダイオキシン類濃度は、本法律を含む関係法令の整備等により、全国的に法制定時より大幅に減少しており、法制定時と現状では大きな乖離が生じている。

当県ではダイオキシン類問題の発端となったこともあり、国が告示で定める大気環境基準(0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>)よりも厳しい基準(0.3pg-TEQ/m<sup>3</sup>)を独自の目標値として定め、ダイオキシン類の削減を進めた。その結果、近年では濃度の年平均値は大気環境基準の1/10程度まで減少している状況が続いている。(令和元年度の県平均値:0.027pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

当県と同様に、全国で大気中のダイオキシン類濃度が大幅に減少した状況にあっても、都道府県は国が定めた事務処理基準に沿って常時監視の測定地点数を設定し、業務委託による常時監視を行っており、その費用は人件費の高騰もあり、年々上昇しており、令和2年度では県実施分のみで600万円以上の経費を要するなど高額となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

測定費用(委託費用)の軽減及びダイオキシン類常時監視業務の合理化が図られる。

根拠法令等

ダイオキシン類対策特別措置法第26条、法第26条の規定に基づく大気中のダイオキシン類による汚染状況の常時監視に関する事務の処理基準について

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、千葉市、川崎市、長野県、豊田市、滋賀県、京都市、寝屋川市、徳島県、大分県、宮崎県、沖縄県

○当県においても、近年、大気中のダイオキシン類常時監視結果は、(県全体平均)0.02pg-TEQ/m<sup>3</sup> 前後で推移しており、事務処理基準における「環境濃度レベルに対応した測定地点数の調整」における「低」レベルの判定基準 0.2pg-TEQ/m<sup>3</sup> と比較し、10 分の1程度となっている。

本提案のとおり、大気環境中のダイオキシン類の濃度が大気環境基準に比べ大幅に低減された現状を鑑み、「環境濃度レベルに対応した測定地点数」に関する係数に関して、都道府県の裁量を導入するか、「低」レベルより低い係数の導入を希望する。

## 各府省からの第1次回答

ダイオキシン類常時監視は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき法定受託事務として自治体を実施いただいております。測定局数の決定は国が定める事務処理基準によることとしてしているところ。

現行の事務処理基準では、望ましい測定局数の水準を決定する際に、「都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定局数の調整を行うこともできることとする。」としており、地方公共団体の実情にあわせた算定が可能となっている。

御提案のように自治体の裁量とした場合には、地域ごとに測定局数の不均一が生じる可能性があるため、まずは現行の事務処理基準に基づき、合理化について検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行の事務処理基準において、地方公共団体の実情に合わせた測定局数の水準の算定が可能と解釈することは困難である。

現行の算定方法では、環境濃度レベルに応じた調整として、「過去3年間程度の間において、環境基準等を達成し、かつ、基準値の3割以下」の場合は、人口及び可住地面積により算定した基準の測定局数を1/3まで減らすことができる。

一方、具体的な支障事例にも記載しているが、当県におけるダイオキシン類濃度については、「過去10年程度の間において、環境基準値のおおよそ3割以下」を達成しており、上記の条件を上回っているが、測定局数の削減は1/3までしか認められない。

なお、全国においても、平成18年度以降環境基準超過はなく、また、平成22年度～令和元年度の10年間、97%以上の地点が環境基準の1/6以下であり、上記の条件を大幅に上回っている状況が続いている

上記のとおり、全国のダイオキシン類濃度が環境基準値の3割以下を大幅に下回っている状況が継続していることを考慮すれば、現行の事務処理基準に基づき算定した測定局数は、地方の実情に照らしても多く、現状に即していないと考えるため、測定局数の総数を現行よりも削減できることを前提に、地方の裁量で測定局数を見直すことができるよう提案したものである。

今回いただいた御回答では、「地域区分ごとに測定局数の調整を行うことができる」とのことだが、人口及び可住地面積により算定した基準について、地方公共団体の実情に合わせて、現行よりも測定局数の総数を削減できると解釈することが困難であるため、再検討していただきたい。

地域ごとに測定局数の不均一が生じる可能性があり、測定局数の削減を含め、地方自治体の裁量とすることが困難である相当の理由があれば、環境濃度レベルに対応した測定局数の調整について、「過去3年間程度の間において、環境基準を達成し、かつ基準値の3割以下」よりも高い条件を設定し、1/3よりも低い係数を一律導入すれば、不均一も生じないと考える。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

有識者によって構成する会議を設置し、提案団体からの提案内容を踏まえて現行の事務処理基準の内容の見直しについて検討し、令和3年度中に結論を出す。

## 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

### 5【環境省】

#### (10)ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105)

(i)大気の大気ダイオキシン類による汚染の状況の常時監視(26条1項)に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定地点数を削減できるよう、関係者の意見を踏まえつつ、測定地点数に係る基準の緩和について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。



# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

171

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

大気汚染防止法に基づく常時監視の測定局地点数の算定方法の見直し

提案団体

埼玉県、川越市

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

「大気汚染防止法第22条の規定に基づく常時監視に関する事務の処理の基準について」に定められた望ましい測定局地点数の水準について、「環境濃度レベルに対応した測定局数」に関する係数に関して、都道府県の裁量により、局地点数を見直すことができるようにすること。

具体的な支障事例

## 【現行制度】

大気汚染防止法において、都道府県は大気汚染の状況を常時監視し、その結果を国に報告することが規定されている。都道府県は、国の事務処理基準に基づき、常時監視のための望ましい測定局地点数の水準を決定し、国へ報告することが求められている。

(参考)令和2年度の測定局地点数(括弧内は県実施分)

二酸化硫黄:29(18) 二酸化窒素:80(47) 一酸化炭素:17(8) 光化学オキシダント:56(34) 浮遊粒子状物質:82(47) 微小粒子状物質:67(47)

## 【支障事例】

近年、当県において、環境基準が設定されている物質のうち、光化学オキシダントを除いて、県内の全ての測定局で環境基準を達成している状況が続いている。例えば、二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)の環境基準については、「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下」と定められているが、当県における直近過去10年間の年平均値は、環境基準よりも大幅に低い値を維持している。(令和元年度の県平均値:0.001ppm) 国が定めた事務処理基準では、環境濃度レベルに応じた調整係数により測定局地点数を削減できることになっているが、それでも当県の測定地点数は多く、自動測定機及び局舎の更新、業務委託による維持管理など関連する費用は人件費の高騰もあり、年々上昇し、2018年度以降は県実施分のみで2億円以上の恒常的な経費が掛かっているほか、システム改修の際にはさらに経費を要するなど非常に高額となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

下記についての費用の軽減化が図られる。また監視業務の合理化が図られる。

- ・自動測定機・局舎の更新・修繕に係る費用
- ・自動測定機及び常時監視システム保守費用
- ・自動測定機用消耗品・電気代・通信費

下記についての事務の軽減化が図られる。

- ・測定データ確認作業
- ・測定局管理事務(移転・設置に係る折衝、設置許可更新等)
- ・環境省報告事務

<参考(データ数)>

二酸化窒素

測定局地点数 80×24 時間×365 日  
=700,800 個

## 根拠法令等

大気汚染防止法第 22 条、法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、青森県、川崎市、豊橋市、豊田市、滋賀県、徳島県、大分県、沖縄県

○当市においても、環境基準が設定されている物質のうち、光化学オキシダントを除いて、市内の全ての測定局で環境基準を達成している状況が続いている。現在、当市では国の事務処理基準に基づく測定局の適正配置計画を策定し、測定地点数の見直しを行っているが、事務処理基準が定められた当時から都市交通環境や大気汚染状況が大きく改善していることや、測定局や測定機の老朽化に伴う維持費が増加しており、観測地点の見直しが行われれば、更なる監視業務の合理化が可能となる。

○本提案の「環境基準レベルに対応した測定局数」の見直しに加え、各項目の汚染状況が類似している地域等においては、都道府県の裁量により必要な測定局数を減らすことができる旨の見直しを希望する。

○当市では、事務処理基準に基づく測定局地点数を維持する費用確保が困難となってきた。（令和3年度予算約 3,800 万円）

## 各府省からの第 1 次回答

大気常時監視は、大気汚染防止法に基づき法定受託事務として自治体を実施いただいております。測定局数の決定は国が定める事務処理基準によることとしていただいております。

現行の事務処理基準では、望ましい測定局数の水準を決定する際に、「都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定局数の調整を行うこともできることとする。」としており、地方公共団体の実情にあわせた算定が可能となっております。

御提案のように自治体の裁量とした場合には、地域ごとに測定局数の不均一が生じる可能性があるため、まずは現行の事務処理基準に基づき、合理化について検討いただきたいと思います。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行の事務処理基準において、地方公共団体の実情に合わせた測定局数の水準の算定が可能と解釈することは困難である。

現行の算定方法では、環境濃度レベルに応じた調整として、「過去3年間程度の間において、環境基準等を達成し、かつ、基準値の3割以下」の場合は、人口及び可住地面積により算定した基準の測定局数を 1/3 まで減ずることができる。

一方、例えば、当県における一酸化炭素(CO)の値については、「過去 10 年程度の間において、環境基準値の 1 割以下」を達成しており、上記の条件を大幅に上回っているが、測定局数の削減は 1/3 までしか認められない。

なお、全国における直近 10 年間の一酸化炭素(CO)の値についても、環境基準値の概ね 1 割以下であり、上記の条件を大幅に上回っている。

上記のとおり、全国でも特定の大気汚染物質においては環境基準値の 3 割以下を大幅に下回っている状況が長期継続していることを考慮すれば、現行の事務処理基準に基づき算定した測定局数は、地方の実情に照らしても多く、現状に即していないと考えるため、測定局数の総数を現行よりも削減できることを前提に、地方公共団体の裁量で測定局数を見直すことができるよう提案を行ったものである。

今回いただいた御回答では、「地域区分ごとに測定局数の調整を行うことができる」とのことだが、人口及び可住地面積により算定した基準について、地方公共団体の実情に合わせて、現行よりも測定局数の総数を削減できると解釈することが困難であるため、再検討していただきたい。

地域ごとに測定局数の不均一が生じる可能性があり、測定局数の削減を含め、地方自治体の裁量とすることが困難である相当の理由があれば、環境濃度レベルに対応した測定局数の調整について、「過去3年間程度の間

において、環境基準を達成し、かつ基準値の3割以下」よりも高い条件を設定し、1/3よりも低い係数を一律導入すれば、不均一も生じないと考える。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

【全国知事会】  
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

有識者によって構成する会議を設置し、提案団体からの提案内容を踏まえて現行の事務処理基準の内容の見直しについて検討し、令和3年度中に結論を出す。

#### 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

##### 5【環境省】

##### (4)大気汚染防止法(昭43法97)

大気の汚染の状況の常時監視(22条1項)に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定局数を削減できるよう、関係者の意見を踏まえつつ、測定局数に係る基準の緩和について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

177

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

土地の掘削等を行う場合の届出の添付書類の削減

提案団体

広島県、宮城県、広島市、愛媛県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

土地の形質変更に係る事前届出の添付書類のうち、同意書については特定有害物質による汚染の状況に関する調査を命令する場合のみ提出させることとする。

具体的な支障事例

土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出は全都道府県で年間1万件程度であるが、調査命令が発せられるのはその内1%程度であり、大多数の届出においては同意書が活用されることはない中、事業者から提出を受けている状態である。  
山林における大規模開発等において、土地の所有者が複数いる場合等、相続がされていないために土地の管理者と登記上の所有者が一致せず、関係人の調査等に時間を要する事案が多発しており、同意書の徴取が届出者の大きな負担となっている。また、届出を受け付ける地方公共団体においても、土壤汚染状況調査対象外の事案について、同意書が提出されないことにより、届出の手続きの完了に時間を要する状況がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請者の負担軽減や書類審査の迅速化による円滑な事業の執行及び審査業務の合理化

根拠法令等

土壤汚染対策法第4条第1項、土壤汚染対策法施行規則第23条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

山形市、長野県、豊橋市、豊田市、大阪市、広島市、宇和島市、大分県、宮崎県

○当市においても、同意書が提出されないことで届出の完了に時間を要することがある。特定有害物質による汚染がないことを条件とするが、添付書類(同意書)を削減することができれば、審査の迅速化や合理化は期待できる。  
○当県における届出事例約80件/年のうち、40件程度に同意書が添付されている。山林等の大規模開発の場合、1申請につき500~1000筆の同意書が添付されることもある。  
○土地所有者の相続手続きが完了していない場合、関係人の調査等が難航する可能性があり、開発スケジュールに影響を及ぼすなど届出者にとっては大きな負担となりえる。そのため、対象となる土地が規則第26条で定める基準に該当しないと判断できる場合は、同意書の添付を省略することとし、手続きの合理化を図る必要がある。

## 各府省からの第1次回答

土地所有者以外の届出者が行おうとする土地の形質の変更について、土壤汚染対策法第4条第3項に該当する場合には、都道府県等は第4条第1項届出者ではなく所有者等(土地の所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。)に対し調査命令を出すこととなるため、第4条第1項に基づく届出時点において、所有者等が同意していることをあらかじめ確認しておく必要がある。同意書については必ずしも新たに同意書を作成する必要はなく、土地の所有者等が土地の形質の変更の実施について同意していることが明らかとなる書類で足りるため、例えば、土地の形質の変更の工事の請負契約書や当該請負契約の発注者が当該土地の所有者等であることを証する書類等が考えられる。このことについては「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」(平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知)において周知しているところである。

なお、仮に同意書を不要にした場合、土地の所有者等の同意が得られておらず実現可能性の乏しい土地の形質変更を行おうとする者からも届出が行われ、逆に地方公共団体の事務負担の増加を招く可能性があると思われる。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

法第4条第1項の届出の趣旨は土壤汚染の状況を把握するための調査のきっかけとするものであることから、土地所有者以外の者が行う届出時の最低限必要な添付書類を「形質の変更の範囲を明らかにした図面」とし、届出全体の1%程度である調査命令発出のときに、発出先である土地の所有者の確認(登記事項証明書・土地の形質の変更の工事の請負契約書等の確認)をする事務手続きにすれば、現在全届出を対象として実施している書類審査や補正指導等の事務の大幅な軽減につながる。

なお、「同意書については必ずしも新たに同意書を作成をする必要はなく、(中略)例えば、土地の形質の変更の工事の請負契約書や当該請負契約の発注者が当該土地の所有者等であることを証する書類等が考えられる」とあるが、道路整備事業等において、土地の売買契約完了前に土地の改変に着手する場合等工事請負契約の発注者と土地の所有者が異なるケースや口頭による契約の場合等、同意書を要するケースが見受けられる。また、仮に同意書等を不要にした場合、土地の所有者等の同意が得られていない土地の形質変更を行おうとする者からも届出が行われる可能性はあるが、そのようなケースは法第66条第1項第2号に罰則規定があるため、多くは想定されず、確実に大幅な事務の軽減につながる提案を採用するべきである。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【広島市】

実態として、土地所有者等の同意を得ているが、同意書又はそれに代わる書類を作成することなく着手しようとする工事は存在しており、自治体の指導により着手30日前までに同意書を作成させなければ、届出の受付ができない事例はある。

加えて、届出者が同意書作成に難航する事例(土地が共有物である場合、全ての共有者と調整し、同意書を作成する必要がある等)が多く、届出制度を運用する上で支障となっている。

なお、土壤汚染対策法の目的を達成するためには、仮に土地所有者等の同意が得られておらず実現可能性の乏しい土地の形質変更であっても、工事着手前に土壤汚染の状況を把握し、その汚染による健康被害の防止に努めるべきと考える。

## 地方六団体からの意見

### 【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

提案団体等のご要望や調査命令に至る運用の実情を踏まえて、同意書の添付に関する要件について所要の見直しを検討したい。

本規定は、形質変更の届出が工事等を行う事業者によって提出されるケースが多い一方で、調査命令に至った場合、実際に調査を行うのは当該土地の所有者等であることから、事前に同意書を求めることによって円滑な調査命令発出・調査実施につなげることを目的として設けられているものである。一方で、いただいたご意見を踏まえて、事前の同意書を不要とし調査命令発出の際に土地の所有者等の確認を行う手続きに見直した場合、土地の所有者等の確認に時間を要している間に、調査命令の発出が遅れて形質変更が行われ、さらにはそれ

を契機とする土壤汚染の拡散を防止できないおそれが生じる。

したがって、同意書を撤廃したとしても、調査命令の対象者である土地の所有者等を届出時点で明確にすることは法目的の遂行上不可欠である。

今後、各自治体の運用状況や実態等を十分に調査した上で、円滑な調査命令の発出と事務負担の軽減が両立できる形で、所要の見直しを検討していく。

なお、見直しが措置されるまでの同意書の扱いについては、既存の資料等で足りることを改めて周知する考えである。具体的には、同意を得る方法(工事の請負契約書、口頭での契約又は同意等)にかかわらず、同意が分かる文面(口頭での契約であれば口頭で契約した旨を記載した書面)であれば足りること等について、「土壤汚染対策法に関する Q&A」へ具体的に記載するといった形で対応したい。

#### 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

##### 5【環境省】

(12) 土壤汚染対策法(平14法53)

一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書(施行規則23条2項2号)については、都道府県等へ実態調査等を行った上で、土地改良事業実施に係る同意書等を土地の所有者等の同意書として取り扱うことが可能であることの明確化も含めて、都道府県等及び事業者の負担の軽減を図る観点からその在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

184

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

## 提案事項(事項名)

農林水産業を営む者が行う野外焼却に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令並びに関連通知の解釈の明確化

## 提案団体

広島市

## 制度の所管・関係府省

環境省

## 求める措置の具体的内容

農業に伴う野外焼却が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では焼却禁止の例外とされている一方で、厚生省からの通知においては「処理基準を順守しない焼却として行政指導等を行うことは可能」としていることについて、「農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却を、指導の対象とするか否かについて、例えば、地域において軽微な焼却に係るルール作りが行われていることをもって、各地方公共団体が判断することができる」旨の見解を、通知等で明確にするよう求める。

## 具体的な支障事例

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物の焼却を禁止し罰則規定が設けられる一方で、「農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」等は例外とされている。また、この例外について、平成12年9月28日付厚生省環境整備課長通知においては、「焼却禁止の規定は、悪質な廃棄物の焼却を罰則の対象とすることにより取締りの実効を上げるためのものであり、罰則の対象として馴染まないものについて例外を設けているが、これらについても、処理基準を遵守しない焼却として行政指導等を行うことは可能」とされている。

当市としては、例えば、都市部と農村部では当然違いがあり、一律の基準の下で指導を行うことは現実的ではなく、地域コミュニティの中での合意が得られるのであれば、その地域の実情に応じて、指導の対象としないことができるなど、柔軟な対応が必要なものと考えており、農業従事者による野外焼却に係る近隣住民等からの苦情(年間100件程度)に対しても、その都度、状況確認を行い、必要に応じて生活環境への配慮を行っていただくよう、指導を行っている。しかしながら、上記のように法律と通知で相反することが規定されていることにより、指導の現場では、農業に伴う野外焼却が認められていないと主張する者と、認められていると主張する者が対立する構造になっており、対応に苦慮するなど支障となっている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の解釈が明確になることで、地方公共団体は、地域住民による自治を尊重しつつ、必要に応じて指導を行うことができるようになるなど、きめ細やかな対応が可能となる。

## 根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2、同法施行令第14条、平成12年9月28日付厚生省環境整備課長通知第12

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

千葉市、川崎市、魚沼市、豊橋市、小牧市、田原市、京都市、寝屋川市、防府市、宇和島市、熊本市

○当市でも、農業に伴う焼却行為がたびたび行われ近隣住民からの苦情が発生する。その都度現場確認を行うが、「農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」は禁止、罰則の例外とされているため、行政指導を行うのみで行為自体の抑制効果は少ない。「やむを得ない」ものであるとの判断基準もあいまいで、消防や警察も出動するような一見悪質と思われるケースでも、行為者の主張により行政指導に止まることもある。地方公共団体による個別判断では、行政間での対応にばらつきが生じる恐れもあるため、法解釈が明確化されるよう求める。

○当市においても、法令に基づき対応しているが、例外であったとしても、生活環境上支障がある場合は、指導を行っている。生活環境に与える影響が軽微であることが例外規定にあたることを考えると、農業に伴う野外焼却が認められているという認識ではなく、影響が軽微であれば野外焼却行為を行ってもやむを得ないとの認識のもと行為者に対し、当該焼却行為が支障がある旨の説明を行っている。令和2年度に当課で受けた野焼きに関する通報は、44件であった。

○農村部における農業に伴う野外焼却は半ば慣習となっており、都市部等から移転・転入してきた住民と従来から農村部に居住している農業従事者との主たる苦情の要因となっている。現に管内でも同一の行為者及び通報者への対応を繰り返す事例もあり、現場対応等に係る負担が増加している。また、現場での一時的な指導は、根本的な問題の解決に至らないため、「農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」等の例外の判断について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の解釈を明確にした運用が必要と考える。

○農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却として、農業者が行う稲わら等の焼却と明記されているのみであり、現場対応に苦慮する場合がある。例外規定の更なる具体例や判断基準を明確にすることで、統一的に必要な指導を行うことができる。

○当市においても、北部地域で農業を営んでいる方がおり、年に数件野焼きによる苦情を寄せられる。現地において、当事者に説明等を行い、野焼きに関する規定等を説明するが、提案都市からの事例と同様に、法律と通知に相反することが規定されているため、効果的な指導にはつながっていない。そのため、野焼きに関する明確な規定を設けていただきたい。

○消防庁と農林水産省とも連携して行う必要がある。当市では、農業行為に伴う野焼を行う場合、最近、事前に消防署に「揚煙届」を提出して、火災と区別して、不必要な現場確認を行なわなくて済むような方法をとっている例がある。しかし、この場合も、行為者は、別に地域コミュニティの合意を取ることが必要で、合意がとられておらず、通報、苦情に発展している場合が散見される。農業行為に伴う野焼きに限らず、些細な落ち葉焼き、バーベキューの煙なども、近隣住民への説明、合意がないことが原因で苦情に発展している。苦情（通報）の段階では、農業行為といえど、何を燃やしているのかわからないため現場を確認する必要があり、また、苦情ではないものの煙を見た市民が善意で通報、連絡するケースもあり現場確認のための出動件数が多くなっている。

○当市においても年間約80件の野焼き対応をしているが、そのほとんどが農業活動に伴う野焼きであり、いわゆる例外規定になっている。現在は、周辺環境への影響を鑑みて、通報に基づき口頭注意を行っているところだが、法的拘束力がなく交渉が難航する場合があるため、判断基準をより明確化する必要はあると考える。

## 各府省からの第1次回答

廃棄物処理法第16条の2第3号の規定により同法施行令第14条各号で定める廃棄物の焼却は、「公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却」又は「周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却」について、具体的に明示したものである。

したがって、個別事案が当該例外規定に該当するか否かの判断における、「やむを得ないものといえるかどうか」については、上記の「公益上若しくは社会の慣習上やむを得ないといえるかどうか」及び「周辺地域の生活環境に与える影響が軽微といえるかどうか」を勘案して判断されるべきものである。

仮に農業、林業又は漁業を営むために行われる廃棄物の焼却であるとしても、それがやむを得ないものとは言えない場合は当該例外規定に当たらないことから、平成12年9月28日付厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知記の第12の7においては「生活環境の保全上著しい支障を生ずる廃ビニールの焼却はこれに含まれるものではないこと」等を例示して通知しているところである。

また、同法第16条の2は、あくまでも焼却禁止の罰則規定の対象から除外する規定であり、必ずしも同法第19条の4の規定による措置命令等の対象から除外するものではない。

したがって、個別事案における苦情対応等に当たっては、必要に応じて、措置命令その他行政指導等（指導・助言）を行うことは可能であると考えられる。

このことから、同通知記の第12の1においては「焼却禁止の例外とされる廃棄物の焼却についても、処理基準



を遵守しない焼却として改善命令、措置命令等の行政処分及び行政指導を行うことは可能である」旨を通知しているところである。  
これらを踏まえ、法令に反しない限りにおいて、ご要望にあるような都市部と農村部の違い、コミュニティでの合意形成(ルール作り)といった観点から判断基準を明確化する等、それぞれの地域の実情に応じて、各地方公共団体に適切にご判断いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

野外焼却が問題となっている地域では、廃棄物処理法第16条の2の焼却禁止やその例外規定に加え、行政指導等の根拠となる同法第19条の4の規定を理解してもらう必要がある。  
この点について、同法第19条の4の措置命令の規定は、「一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合」を対象としている。  
他方、同法第16条の2は、第1号において、「一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準(略)に従つて行う廃棄物の焼却」と規定する一方で、第3号において、「公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの」と規定しているため、第3号に基づく廃棄物の焼却に対し、同法第19条の4の措置命令の対象となるか否かが不明確となっていると考える。  
また、これらの法令の関係性を理解したうえで、地域での合意形成(ルールづくり)による、判断基準の明確化など、地域の実情に応じた対応が行えるようにすることが望ましい。  
このため、これまでの通知では明確に示されていなかった行政指導等の根拠規定や地域の実情に応じた対応の考え方(第1次回答の内容)を、各地方公共団体や市民にとってわかりやすい表現で、改めて通知をいただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

**【全国知事会】**  
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

廃棄物処理法第16条の2第3号の規定に基づく廃棄物の焼却については、必要に応じて、同法第19条の4に規定する措置命令その他行政指導等を行うことが可能であること等、両条項の関係性を明確化する等の通知等の発出を行う予定である。

#### 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容

**5【環境省】**  
(5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)  
廃棄物の焼却禁止(16条の2)については、その例外である同条3号に掲げる場合においても必要に応じて、措置命令(19条の4第1項)その他行政指導等を行うことが可能であることを、その根拠等を明確にした上で、地方公共団体に通知する。  
[措置済み(令和3年11月30日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)]

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

203

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

土地の形質変更に係る事前届出の添付書類の見直し

提案団体

愛媛県、松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町、伊方町、松野町

制度の所管・関係府省

農林水産省、環境省

求める措置の具体的内容

土壤汚染対策法第4条に基づく届出に係る同意について、土地改良事業の実施に係る同意書で代替可能とする。

具体的な支障事例

土地の形質変更の対象面積が3千㎡を超える事業地区について、土壤汚染対策法(以下、法)第4条第1項に基づき届出を行う必要があり、土壤汚染対策法施行規則(以下、規則)において、届出者が土地の所有者でない場合は土地の所有者等の全員の同意を書面で提出するよう定められているが、近年相続により関係人調査等に時間を要する事案が多発しており、届出に時間を要する大きな要因となっている。

一方、土地改良事業を実施する農業振興地域では、土地利用に制限があることから、これまで当県において特定有害物質による汚染状況調査が必要とされる場合(法第4条第3項)は無く、使用しない同意書の徴取が負担となっているのが実情である。

規則で提出を求める同意書は、土地の形質の変更が行われる場合に指定調査機関等が土壤汚染状況調査を行うことの同意及び調査結果を法第4条第1項の届出に併せて知事に対し提出することの同意が目的であるが、土地改良事業においては、既に事業実施の際に土地改良法に基づき同意を徴集し事業を実施しており、事業実施に伴う一連の調査等に対して既に了解を得ている実態がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

土地改良事業計画の同意書を法4条1項の同意書を含むものとして取り扱うことで、早期の事業実施地区の把握及び土壤汚染状況調査の要否の決定、届出に係る同意書徴集事務の簡素化、土地の形質変更の届出の迅速化・簡素化に資する。

根拠法令等

土壤汚染対策法第4条第1項、土壤汚染対策法施行規則第23条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

山形市、茨城県、川崎市、長野県、豊橋市、豊田市、滋賀県、寝屋川市、鳥取県、徳島県、久留米市、熊本市、大分県、宮崎県、沖縄県

○土地改良事業において、土地改良法に基づき事業実施の同意を徴集し、事業実施に伴う一連の調査等に対

して既に了解を得ている実態があれば、それを同意書の代替とすることで、届出の迅速化・簡素化は期待できる。

○当市においては農業振興地域での大規模な土地の形質の変更の事案により問題となることは想定されないところである。なお、土地利用に制限があることから土壤調査が必要とされる場合がなく、土地改良法に基づき土地の形質の変更を行うことの同意が事実上得られているのであれば、提案のとおりの変更を行うことでも土壤汚染対策法の趣旨に沿う運用が可能であることから、現行の地方分権のルール範囲においても、地域の実情に応じた自治体の判断により、提案のとおりの変更を行えるものとする。

○土壤汚染対策法の同意書は、当該土地の所有者等に当該土地の形質の変更の実施について、同意を求めるものである。そのため、土地改良事業の実施に係る同意書が、その内容を満たしているのであれば、代替は可能だと考える。

○現制度でも工事の請負契約書等で代替可能と考える。

#### 各府省からの第1次回答

土地改良法に基づく同意は、国営・都道府県営事業の場合は農家等の申請人(市町村等営事業の場合は市町村等)が土地改良事業計画の概要等について、事業参加資格者(原則として農地の使用収益権者。必ずしも所有者とは限らない。)から徴集し、3分の2以上の同意をもって国営・都道府県営事業を行うことを事業主体に申請(市町村等営事業の場合は事業主体が土地改良事業を行うことを発意)するための手続である。

土壤汚染対策法第4条において求める同意書については、必ずしも新たに同意書を作成する必要はなく、土地の所有者等が土地の形質の変更の実施について同意していることが明らかとなる書類で足りるため、例えば、土地の形質の変更の工事の請負契約書及び当該請負契約の発注者が当該土地の所有者等であることを証する書類等が考えられる。このことについては「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」(平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知)において周知しているところである。

土地改良事業実施に係る同意書についても、都道府県等の判断により上記のような通知の趣旨を踏まえ土壤汚染対策法第4条第1項に関する同意の確認に使用することは、妨げるものではない。

なお、土地改良法に基づく一連の手続により、適法に成立した土地改良事業計画に係る事業計画を定めたことを証する書面(事業計画決定の公告文等)についても、土壤汚染対策法第4条第1項に関する同意を証する書面として扱うことが可能と考えられる。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

土壤汚染対策法第4条において求める同意書について、事業実施者及び保健所等に対して、「新たに同意書を作成する必要はない」ケースの解釈範囲が明確化されておらず、これまで届出のために改めて同意書を徴集している状況である。

回答の「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」(平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知)において、同意書に代替するものとしては、『当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書に代るものとして、「土地の形質の変更の工事の請負契約書及び当該請負契約の発注者が当該土地の所有者等であることを証する書類(所有者であることを証するのであれば、登記事項証明書及び公図の写し)」が想定される』と記載されており、土地の形質の変更の実施について所有者の意向・関係性が明確なものであれば、同意書と見なせる意図であると理解できるものの、回答の後段でお示しいただいた土地改良事業実施に係る同意書、土地改良事業計画に係る事業計画を定めたことを証する書面を含む事については、現状では理解が及び難いと思慮する。

今回の提案について、土地改良事業実施に係る同意書、土地改良事業計画に係る事業計画を定めたことを証する書面を、同意を証する書面として取り扱うことが可能なのであれば、その旨を例示等として通知等で明確化していただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

## 各府省からの第2次回答

第一次回答で示したように土壌汚染対策法第4条第1項において求める同意書については、必ずしも新たに同意書を作成する必要はなく、土地の所有者等が土地の形質の変更の実施について同意していることが明らかとなる書類で足りる。

土地改良事業実施に係る同意書や土地改良事業計画に係る事業計画を定めたことを証する書面を同意を証する書面として取扱うことについて、例えば「土壌汚染対策法に関する Q&A」へ具体的に記載するといった形で対応する。

## 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

### 5【環境省】

(12) 土壌汚染対策法(平14法53)

一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書(施行規則23条2項2号)については、都道府県等へ実態調査等を行った上で、土地改良事業実施に係る同意書等を土地の所有者等の同意書として取り扱うことが可能であることの明確化も含めて、都道府県等及び事業者の負担の軽減を図る観点からその在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:農林水産省)

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

219

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

環境分野における各種計画策定の統廃合

提案団体

鳥取県、京都府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

気候変動適応法、地球温暖化対策の推進に関する法律など、環境分野における各法律において策定が求められている各計画について、統廃合などの見直しを行うこと。

具体的な支障事例

当県では、環境の保全及び創造に関する基本条例を制定し、条例に基づく環境基本計画を定め、環境基本法第36条が求める環境保全のための必要な施策を総合的かつ計画的に推進している。  
しかし、環境基本法と趣旨・目的が重複すると考えられる、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画や、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく環境保全活動等行動計画などの策定が求められている。  
当県では、これらの計画の一部は上記環境基本計画に包含して策定しているが、個別に策定している計画もあり、複数の計画を策定している現状にある。  
また、全国知事会による調査によれば、地域気候変動適応計画については22/30府県が、温室効果ガス排出削減等実行計画については21/30府県が他の法令に基づく計画と一体的に策定している実態にあることが判明した。加えて、同調査によれば、温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に当たって平均して16,626千円(人件費:10,657千円、事業費:5,969千円)を要しており、計画を個別に策定すれば、計画の内容や規模により差があったとしても多くのコストを要している状況にある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

環境分野、特に脱炭素型の持続可能な社会づくりにあたっては、個別課題ごとではなく、「緩和策」と「適応策」の両面から、総合的な対策を講じることが有効であり、実施に当たってはまとまりのある計画を策定することが求められる。  
この点については、現行でも自治体の判断で複数の計画を一体的に定めることが可能とされているが、法律ごとに計画策定を求められれば、個別に策定することに自治体職員の意識も向き、また、住民も個別に策定することを当然に期待すると考えられる。  
そのため、自治体職員の意識改革を図るとともに、住民への効果的な施策の周知を行う上でも、法律レベルでの統合が必要である。  
また、類似する複数の計画を一体的に定めることで、事務的な負担が軽減するという副次的な効果も期待できる。

根拠法令等

気候変動適応法第12条

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第3項  
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、茨城県、柏市、長野県、中野市、八幡市、岡山県、宇和島市

—

#### 各府省からの第 1 次回答

地域気候変動適応計画、地方公共団体実行計画及び環境保全活動等行動計画は、必ずしも単独で作成する必要はなく、環境基本計画等の各種計画を策定する場合など、他の関連する計画の一部に組み込む形で策定可能であり、現にそのような事例もある。こうした旨は既に周知しているところであり、引き続き、施行通知、計画策定のマニュアル、逐条解説、会議資料及びウェブサイト、各種制度の説明会、自治体向け研修等において、丁寧な周知してまいりたい。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案において求めている措置内容は、あくまで法令上の計画規定の統廃合であり、当県としては当然、実務上各計画を環境基本計画等に組み込む形で策定できることは承知しており、そのことにより、地方公共団体は事務負担の軽減を図ることが期待されることである。

しかし、気候変動対策という同一行政分野であるにも関わらず、個別の法令毎に計画策定を求める規定を存置させた場合、実務的には類似の計画に組み込む形で策定するなどの工夫が可能とはいえ、結局のところ、地方公共団体において、内容が類似する計画を複数作成せざるを得ない状況を作り出し、法令で計画策定を求める例が増加し続けている現状の改善にはつながらず、問題であると考えている。また、このように地方公共団体に対し、内容が類似する複数の計画策定を個別の法令毎に求める手法では、国の施策としての統合性が保ちにくくなり、ひいては地方公共団体においても国の施策の趣旨・目的を総合的に理解することが困難になると考える。

改めて申し上げるが、当県の求める措置は、各法律において策定が求められている各計画について、法令上統廃合するなどの見直しを行っていただきたいということである。地方に計画策定を求める場合には、その必要性を十分御検討いただくとともに、法令上計画策定規定を存置する場合には、実務的な負担軽減の観点からは前提としつつ、計画の統廃合や類似の計画に組み込むことを可能とする旨の規定を追加するなどの法令上の対応について、今一度御検討いただきたい。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

**【全国知事会】**  
環境分野において趣旨・目的・内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去 10 年間で約 1.5 倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○各計画の法律上の統合が困難な場合には、計画相互の代替を可能とする旨の規定を設けるなど法令上の対応を行っていただきたい。

#### 各府省からの第 2 次回答

地域気候変動適応計画、地方公共団体実行計画及び環境保全活動等行動計画は、他の関連する計画の一部

に組み込む形で策定可能であり、現にそのような事例もある。こうした旨は既に周知しているところであるが、引き続き、施行通知、計画策定のマニュアル、逐条解説、会議資料及びウェブサイト、各種制度の説明会、自治体向け研修等において、丁寧に周知してまいりたい。

なお、ご提案のように、他の関連する計画の一部に組み込むことができる旨を法令上明記することについては、提案募集検討専門部会における1次ヒアリングにおいて、委員からの「地方分権一括法でやっていただければよい」とのご発言があったことを踏まえ、地方分権一括法による措置が法制上可能かどうか、内閣府地方分権改革推進室で検討中と承知しており、状況を注視してまいりたい。

#### 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

##### 5【環境省】

(8)地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117)、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平15法130)及び気候変動適応法(平30法50)

(i)地方公共団体実行計画(地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)21条)、行動計画(環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律8条1項)及び地域気候変動適応計画(気候変動適応法12条)については、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを改めて明確化し、地方公共団体に令和3年度中に周知する。